

令和6年12月3日開会

令和6年12月13日閉会

令和6年第6回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和6年第6回和気町議会定例会議事日程

1. 会 期 12月3日（火）から12月13日（金）までの11日間
2. 日 程

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	12月 3日	火	午前9時	本 会 議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 委員会の閉会中の調査研究結果の報告 7 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 8 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第 2 日	12月 4日	水	午前9時	休 会（本会議） 和気鵜飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第 3 日	12月 5日	木	午前9時	休 会（本会議） 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第 4 日	12月 6日	金		休 会
第 5 日	12月 7日	土		休 会
第 6 日	12月 8日	日		休 会
第 7 日	12月 9日	月		休 会
第 8 日	12月10日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第 9 日	12月11日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第10日	12月12日	木		休 会
第11日	12月13日	金	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会

令和6年第6回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 12月 3日 (火)	 1
◎第 8 日 12月10日 (火)	27
◎第 9 日 12月11日 (水)	55
◎第11日 12月13日 (金)	75

令和6年第6回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招 集 日 時 令和6年12月3日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年12月3日 午前9時00分開会 午後1時54分散会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山 野 英 里	2番 山 田 浩 子	3番 我 澤 隆 司
4番 從 野 勝	5番 神 崎 良 一	6番 山 本 稔
7番 居 樹 豊	8番 万 代 哲 央	9番 山 本 泰 正
10番 広 瀬 正 男	11番 西 中 純 一	12番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太 田 啓 補	副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸	総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一	財 政 課 長 海 野 均
まち経営課長 寺 尾 純 一	税 務 課 長 豊 福 真 治
民生福祉部長 万 代 明	住 民 課 長 竹 内 香
健康福祉課長 松 田 明 久	産業建設部長 西 本 幸 司
産業振興課長 岡 恵 一	鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司
上下水道課長 柚 本 賢 治	総務事業部長 永 宗 宣 之
会計管理者 清 水 洋 右	教 育 次 長 新 田 憲 一
学校教育課長 嶋 村 尚 美	社会教育課長 森 元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	8 番 万代哲央 9 番 山本泰正
日程第 2	会期の決定について	1 1 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	議員報告第 2 号 総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について	報告
日程第 5	承認第 1 0 号 専決処分（令和 6 年度和気町一般会計補正予算第 4 号）の承認を求めることについて	承認
日程第 6	議案第 9 1 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について	委員会付託
日程第 7	議案第 9 2 号 和気町地域学習交流センター条例の制定について	委員会付託
	議案第 9 3 号 和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 4 号 和気町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 5 号 和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 6 号 和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 7 号 和気町立認定こども園条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 8 号 和気町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 9 9 号 和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 1 0 0 号 和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 1 0 1 号 和気町営住宅条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 1 0 2 号 令和 6 年度和気町一般会計補正予算（第 5 号）について	委員会付託
日程第 8	議案第 1 0 3 号 令和 6 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 1 0 4 号 令和 6 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第105号 令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第106号 令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第107号 令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第108号 令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第109号 令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第110号 令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第2号）について	委員会付託
日程第9	請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について	委員会付託
日程第10	陳情第2号 和気町の児童館におけるランドセル来館事業を求める陳情	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長（当瀬万享君） 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回和気町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長（当瀬万享君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承をお願いします。

(日程第1)

○議長（当瀬万享君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 万代哲央君及び9番 山本泰正君を指名します。

(日程第2)

○議長（当瀬万享君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る11月26日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長（居樹 豊君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る11月26日午前9時から本庁舎3階第2会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当部・課長出席の下、令和6年第6回和気町議会定例会の会期、日程等を協議しましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日12月3日から12月13日までの11日間に決定いたしました。

日程につきましては、第1日目、本日委員会の閉会中の調査研究結果の報告、議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行い、本会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

第2日目、12月4日、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたします。また、議会全員協議会終了後に議会広報編集委員会を予定しております。

第3日目、12月5日、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を、午後1時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第4日目から第7日目の4日間は休会といたします。

第8日目、12月10日は、午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第9日目、12月11日は、一般質問の予備日としております。

第10日目、12月12日は、休会といたします。

第11日目、12月13日は、午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。本会議終了後に、議員人権啓発研修会を予定しております。

なお、今定例会に提案されました案件は、承認1件、条例10件、補正予算9件、その他1件、請願1件及び陳情1件であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、御苦労さまでした。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの１１日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から１２月１３日までの１１日間に決定しました。
（日程第３）

○議長（当瀬万享君） 日程第３、諸般の報告をします。
議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いします。
次に、町長から諸般の報告がございます。
町長 太田君。

○町長（太田啓補君） おはようございます。

本日ここに、令和６年第６回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

それでは、令和６年第５回議会定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、９月８日、三保高原においてりんご祭りを開催いたしました。当日は天候にも恵まれ大変多くの方に来場をいただき、りんご狩りやキャラクターショーなどのステージイベントで秋の一日を楽しんでいただきました。

次に、９月２９日にはそれぞれ年祝いの方を対象に高齢祝賀会が開催され、出席をいたしました。今年、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿を迎えられた町内在住の７６４名のうち１６２名が出席をし、盛大に執り行われました。

次に、１０月１日には、町内の認定保育園で使用するおむつを町が無償提供する紙おむつ無償提供事業がスタートしました。

また、同日、家庭保育をされている御家庭を対象とした子育て家庭おむつ提供事業もスタートし、子どもひろばで配布式が行われ、２９組の御家庭に紙おむつとお尻拭きを手渡しました。

次に、１０月１０日から１３日まで、中村部屋の相撲合宿が和気町相撲場にて開催されました。中村部屋は和気町出身の和気乃風が所属する部屋で、８名の力士が所属しております。期間中は和気鵜飼谷温泉に宿泊しながら毎日の稽古をし、また町内のにこにこ園、小学校、中学校へ出向き子供たちと交流をしていただきました。稽古にも多くの観客が来られ、有意義な期間となりました。

次に、１０月２２日に、全国障害者スポーツ大会に出場される選手の方の激励会がありました。当日は、岡山県を代表してバレーボールの部、ボッチャの部で出場されるお二人を激励いたしました。ボッチャの部に出場されました上原安史選手は見事優勝を飾りました。

次に、１１月２日には、タンチョウフェスタを開催いたしました。あいにくの天候のため会場を自然保護センターから学び館サエスタに変更して室内での開催となりましたが、写真、写生のコンテスト表彰式や鳴きまねコンテストなどが行われました。

次に、１１月７日から１２日まで、和気町文化祭が開催されました。和気町中央公民館と図書館２階ギャラリー

一、学び館サエスタにおいて作品の展示があり、土曜日と日曜日にはサエスタの大ホールにおいて舞台発表がありました。期間中にはおよそ1,300名の来場者があり、グループ活動や町内個人の方の立派な作品や舞台の発表を楽しみました。

次に、11月19日、和気ドーム駐車場で大規模災害での災害廃棄物の大量発生に備え、初期活動で最も重要な仮設場を運営する実地訓練を行いました。訓練には岡山県や和気町、近隣市の職員、廃棄物処理業者、建設事業者など見学を含め約70人が参加し、大規模水害が発生した想定での仮置場の設置から搬入受付、搬出までの役割を分担し取り組み、職員のスキルアップや各専門事業者の方々との連携など迅速かつ柔軟な対応の確認を行いました。

次に、11月23日、和気ドームにて第17回和気町ふるさとまつりが開催されました。キッチンカーや特産品の販売など約50店舗の出店があり、ステージでは清麻呂太鼓や和気中学校吹奏楽部の演奏などが行われ、町内外から約3,500名の参加をいただき、多くの方でにぎわいました。

また、当日、片鉄ロマン街道でウォーキング大会とロードレース大会も実施をいたしました。ウォーキング大会には約280人、ロードレースには約220人の参加があり、当日は天候もよく多くの方に楽しんでいただきました。

次に、ふるさと納税についてでございますが、本年度も多くの方に御協力をいただき昨年を上回る見込みです。

企業版ふるさと納税についても、県内外の企業訪問をはじめ、9月6日、7日の東京県人会や10月5日の近畿おかやま会へ出向きトップセールスも行いました。この県人会は、近畿と関東での岡山県人相互の親睦を深め、懐かしい故郷に思いをはせながら中秋の一夜を過ごそうという趣旨で開催されるもので、当日は東京で約250人、大阪で約270人の参加がありました。

最後に、9月25日から10月16日までの期間で、7地区の区長方と、また11月5日から19日までの期間で、町内の7会場において町政懇談会を開催し多くの貴重な御意見をいただきました。議員の皆様にはお忙しい中御参加をいただき大変ありがとうございました。参考となる御意見につきましては今後の町政に反映させてまいりたいと考えていますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議員報告第2号総務文教常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 山本君。

○総務文教常任委員長（山本 稔君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員長報告をさせていただきます。

去る10月29日、30日の両日に向け、委員5人及び事務局2人で大分県豊後高田市、宇佐市で視察研修を行ってまいりました。その御報告を行います。

まず、第1日目ですが、豊後高田市では移住・定住について研修をいたしました。「田舎暮らしの本」という本において12年連続で住みたい田舎ランキングベスト3に選ばれております。その中で、豊後高田市は自然豊かな海、山、里、町を背景に移住を推し進める、そういうことをやるために応援金とか奨励金も数多く補助金も行っていました。また、その近くには大きな自動車工場があり、労働の場所も確保されていることで、移住に寄与しているものと考えられます。和気町でも「田舎暮らしの本」に応募するなど、参考になる取組もあります。補助金なども参考になることもあると思いますので、これからの課題としたいと思います。

2日目は、宇佐市において高校生議会の取組と議会タブレット導入についての研修をしてまいりました。宇佐

市では、5つの高校と協議して毎年高校生議会を行っております。背景として、選挙制度の変更により18歳で投票ができるようになり、議会への関心、政治への関心を高める目的で現在まで6回開催されておりました。宇佐市の高校生は市内の生徒が多く、市外は少ないようです。宇佐市の問題点を提起して、役に立っていると考えられております。高校生の関心も高くなっていることで評価をしたいと思います。和気町も和気閑谷高校がありますので、高校にお願いし高校生議会を開いてもらい、町内外から和気町をよくしていく意見をもらうのもいいのではないかと思います。

タブレットについては、和気町と同じSide Booksというアプリを使っており問題の共有などもあり、ペーパー併用期間とかアプリの自由使用、講習会の複数開催など和気町でも取り組む必要があると思われます。

以上で簡単ではありますが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、承認第10号専決処分（令和6年度和気町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、本日提案しております承認第10号につきまして御説明を申し上げます。

承認第10号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしており、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第10号の専決処分した令和6年度和気町一般会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。この補正は既定の予算に2,540万4,000円を追加し、予算の総額を98億1,404万8,000円としたものです。内容は、歳入においては災害復旧費国庫補助金の追加、総務費委託金の追加、歳出では衆議院議員選挙に係る経費の追加、農地災害復旧及び道路橋梁災害復旧に係る工事請負費等の追加を行ったもので、地方自治法の規定に基づき10月9日付で専決処分したものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては財政課長に説明をさせますので、御審議、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、承認第10号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 承認第10号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから承認第10号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

承認第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって承認第10号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第10号を討論を省略し、採決したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第10号専決処分（令和6年度和気町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって承認第10号は、承認することに決定しました。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、議案第91号岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第91号につきまして提案理由の説明をいたします。

議案第91号の岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合同約の変更についてでございますが、令和7年3月31日をもって岡山県市町村総合事務組合から和気北部衛生施設組合が脱退することを承認するとともに、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の名称変更による岡山県市町村総合事務組合の規約の一部を変更するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、御審議、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第91号の細部説明を求めます。

総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 議案第91号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第91号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第91号を総務文教常任委員会に付託したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第91号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、議案第92号から議案第101号までの10件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第92号から議案第101号までの10議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第92号の和気町地域学習交流センター条例の制定についてであります、県立和気閑谷高等学校

の生徒等一定期間滞在して学習、研修等を行う者への支援及び地域との関わりを持つ機会の創出による人材育成及び町の活性化に資することを目的として、和気町益原地区に地域学習交流センターを整備することに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第93号の和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、和気町営バスの運行路線や便数を増やし、町民の生活における移動手段の利便性向上に向け条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第94号の和気町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、和気町職員の派遣先として和気町シルバー人材センターを加えるとともに、公益的法人等への定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員も派遣対象とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第95号の和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、若者及び子育て世帯への固定資産税の課税免除について対象期間を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第96号の和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険税について、財源不足解消のため県が示した町の実情に合わせた算定基準による標準的な保険税率を基に税率等を改正するための条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第97号の和気町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法に規定する乳幼児等通園支援事業を認定こども園で実施するための条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第98号の和気町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険証の廃止及び単県医療費公費負担制度の条例改正に伴い、関連する文言の追加や削除等、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第99号の和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険証の廃止に伴い、関連する文言の追加や削除等、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第100号の和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険証の廃止及び単県医療費公費負担制度の条例改正に伴い、関連する文言の追加や削除等、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第101号の和気町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございますが、国土交通省の通知により公営住宅優先入居の対象世帯の区分が拡大されたことに伴い、条例の対象世帯の区分の見直しと追加をするための条例の一部を改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第92号から議案第101号までの10件、順次細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議案第92号説明した。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 議案第93号説明した。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 議案第94号説明した。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 議案第95号・議案第96号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、１０時２０分まで暫時休憩とします。

午前１０時０３分 休憩

午前１０時２０分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 議案第９７号説明した。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第９８号・議案第９９号・議案第１００号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 議案第１０１号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第９２号から議案第１０１号までの１０件の質疑を行います。

まず、議案第９２号和気町地域学習交流センター条例の制定についての質疑はありませんか。

１番 山野君。

○１番（山野英里君） 失礼いたします。

議案書の４０ページを御覧ください。

参考資料になりますが、第２条、研修室を使用できる者は次のいずれかに該当する者とするがありますが、この中で（２）教育実習やインターンシップなど学習のため和気町に滞在する者として利用者該当で上がっておりますが、例えばこの方以外にオープンスクールなどで中学生などが来る際にもしも空きがあれば利用できないのかということについてが１点。

あともう一点につきましては、４１ページ、第１１条の（６）自主活動を行う団体が広く地域住民を対象に行う事業のために利用する場合に使用料の免除とありますが、こちらのほうは町外でこういう自主団体があった場合にも利用できるのかということ。また、教育関係以外のこういう自主団体でも利用できるのかということについてお願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

山野議員からいただいた質問、まず１点目の例えばオープンスクールとかで利用できないかというようなことでございますが、こちらにつきましては他県とかの事例を見ておりますと、体験入寮といったようなものをされているところもございますので、そこは高校とも相談しながらちょっと検討させていただければなど。いい御提案をありがとうございます。今後の検討とさせていただきたいと思います。

それから、町外の方でそういった活動、もちろんこれが例えば和気町の地域の交流とかそういうのを促進するようなことをやっていただけるようなもの、あくまでこちらの地域学習交流センターの設置の目的等に合致するような団体とか活動内容であれば減免の対象にもなってくるのかなというふうには考えております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第９３号和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

４番 從野君。

○４番（從野 勝君） 今、現行から改正をすることによって和気のまちなか線が６から１４に増え、ほかも大体５から７、それから佐伯和気線が１２から１４に増加するわけですが、それについて車両だとか人員の増便とか増員とか増車とかというのもこれ含まれとんでしょうか。その辺のことをちょっと教えていただきたい。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

今、從野議員から御質問いただきましたまちなか線の運行本数が6から14に増えるということの中で、このまちなか線につきましてタクシー事業者に委託をして運転をしていただこうと考えています。車両につきましては和気町のほうが用意をいたしまして、運行するのはタクシー事業者に委託をしようというふうに考えています。ですので、運転手はタクシー事業者に用意していただくということで、その運転手の確保というか、増員というのは現在のところ考えておりません。

○議長（当瀬万享君） 4番 從野君。

○4番（從野 勝君） ほかの部分の増えた分については現行どおりいけるってということ。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） すみません。その他の部分は、現行の運転手でいけるように考えております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今回のダイヤ改正そのものはかなり改善されておるんですけど、これに関連ということで、細かいですけども、各集落によってバスは今現在は路線は皆さん御承知のように、幹線道路沿いしかなかなか止まれてないというのは、このバスは大きいから、なかなか集落の本当言うたらお年寄りというのは僅か100メートル、150メートルでも大変なんじゃけども、というところがあるのはもう執行部のほうは御存じですけども、今後の課題として、ダイヤ改正は南北ということで、相当これ皆さんからも喜ばれると思いますけども、もう一つ、部落の集落の公会堂とかということは大体多少あれがあるかも分からんけども、公会堂まで行ってあげるというのをちらほら私も聞いておりますんで、地元の区長からも一般の方からもというところの辺、これは今後の課題かも分かりませんけども、せっかくこういういいダイヤ改正ということで増便ということでいいんですけども、その辺の現状の問題というほどじゃないけども、その辺はどのように把握をされとんどすかね。私、そういうことがあった場合、また区長にはそういうことで区長会なんかで言われたらどうかと、停留所絡みの話ですけども、どういう考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。議員おっしゃるように、次のステップになるかもしれませんが、今基本的には地元の停留所をどこどこに配置するってということも地元との協議の下で行わさせていただいているのが現状でございます。実際に平成31年4月からスタートして、集落の一番端にバス停を設けられて、なかなかそこは使わないというふうな御意見もいただいたりして、それも今回の改正の中には踏まえさせていただいているような現状でございます。今後また御意見がありましたら、そのあたりは地元との調整をしながら運行ルートが可能であればそのあたりも改正していけたらなというふうに思いますが、今のところはそこも網羅しているというふうに把握はしております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 細かい話になりますんで、具体例を挙げれば例えば入田なんかの場合は、旧石油屋の前のあそこですけども、言うてみりゃあ個別の話ですけども、あそこから右へ入ればあそこは道が狭いわね。私は本当は公会堂まで行ってあげたいんだけど、車が今の車両では入れんということで理解しとんだけども、その辺は地元の区長がそれをもう理解、納得しとんならいいんですけども、ちょっと個別にそういうことも聞いたもんで、今室長の話では問題ねえんじゃという認識やけども、私はそういうふうに認識してなかったもんで、あえてここで質問させていただきました。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 議員おっしゃいました入田のコミュニティハウスがまさにその案件でございます、今まで大きい車両でしたのでなかなか入ることができませんでしたが、今回は少し小さい車両で入田のコミュニティまで入るような計画になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） ちょっと1点だけ教えてください。

デマンドに変わりました木倉地区とか、南山方のほうもそうだったんですかね、佐伯地域に関してはまだお聞きしてないんですが、木倉地区の方なんかにお話をちょっと聞くと、年取ってから、皆デマンドを頼んだって温泉までしか行ってくれんというような部分から、病院に通われる方とかが乗換え乗換えで大変になるわというような話をしょうられるんですけど、これはそういう状況が増えた場合、また変えて病院にも直で行けるような感じになるのかなというような部分は何か考えてますか、それだけちょっと。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。

まさにアンケートからも町内の病院それから商業施設というのがもう圧倒的に多かった意見でございます。今回、実際に予約型のタクシーの話を地元でずっとして回ったところが、商業施設はどうでもいい、私は病院なんだという御意見や、それから逆の御意見もあったりそういうこともある中で、今回の改正で和気駅周辺と佐伯庁舎を結ぶその間に和気鶴飼谷温泉があるという幹線運行の佐伯和気線というのをつくりました。その佐伯和気線が和気地域に佐伯から来た場合も、北川病院、平病院を回って商業施設へ行くというように、その多かった2つの御意見をできるだけ網羅できるように考えての路線変更としております。まちなか線でもそこを回りますので、上手な乗り方をしていただけたらと思います。各地域におられる方に話を聞きますと、自分はこの何時何分のバスに乗ってというところまでおっしゃいますので、自分のバスの運行の乗り方というのをつくられておるようにお見受けいたしました。今後も上手な運行の形、上手な利用をしていただきながら、また御意見をいただいて新たな改正というのは当然考えられる話なんですけど、取りあえずこのように今は考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） ありがとうございます。

取りあえず今度は町長に一言お願いしたいんですが、昔のデマンドの感覚があるわけですが、高齢者の方にされたら。せっかくタクシーを呼んで補助を頂くんであれば、行きたい病院、病院に行かれる方はやっぱり高齢者で、体がしんどい方が多いと思うんですが、乗換えじゃなしに、日笠の木倉地区からということなんですけど、病院へ直に行っていただくというようなそういうシステムにはもう変えられませんか、それだけちょっと。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。

今のところ町営バスを基軸にして公共交通を行うという考え方でございますので、現在のところ直接病院へというようなことは考えていません。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第94号和気町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） これについて職員の派遣、シルバー人材センターに派遣するということなんですけど、こ

れは何でそのシルバー人材センターに派遣するということになったのか、その経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼します。

この条例はそもそも国が定めます公益的な法人へ派遣する規定にのっとり規定されてるものでございまして、うちが具体的に現在示しておりました社会福祉協議会と岡山県農業共済組合についても国の規定範囲で認められる公益的な法人であるということで規定を当初いたしておりましたが、先ほどの説明の中で岡山県農業共済組合につきましましては市町村の派遣を受けてない状況です。あわせて、和気町には公益的な法人といたしまして和気町シルバー人材センターがございまして、こちらにつきましても、国と同様の補助を和気町が全面的に行ってる団体でありますし、これまでの職員配置につきましても町のOB職員が事務局長、常務理事といった形で配置になっていた経緯もございまして、派遣するというものではなくて、今後そういったシルバー人材センターへも同様の職員の派遣が協議なされるおそれがあることを想定いたしまして、今回派遣先の一つとして提案をさせていただいた状況でございますので、御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） いま一つ分かんのですけど、派遣するというのが、今現在派遣しなくてもやれている法人なんで、今は必要ないが、将来もし派遣を要請された場合派遣ができるようにするという事で、理解していいんですか。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） はい、あくまで来年4月1日に職員を派遣させるという意味合いではございません。将来的に同法人との協議の中で和気町のOBの人材が必要という協議がなされれば、そういった枠のために今回派遣先として規定をさせていただくものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第95号和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 2点。先ほど件数はたくさん言っていたんで非常に分かりやすかったです。ちょっと難しいかもしれませんが、減免金額を教えてください、分かる範囲で。

2点目は、いわゆる民地、官地という言い方がいいんかどうか分からないけど、民間事業者が造成しやったそこへの住宅新築と我々町が造った住宅、どちらを新築するんでも税率は同じでしょうか。

以上、2点。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

金額につきましては、現在手元に資料はございませんが、おおむね新築住宅十数万円で固定資産税が建物に発生をいたしております。こちらに例えば令和5年度でしたら16件、これを掛けますと約160万円から180万円、同じく今年度におきましても18件ということなので180万円から200万円程度になるというように把握をいたしております。

それから、公共施設のほうは町が公表いたしておりますが、ちょっと民間のほうは金額を把握いたしておりませんので……

（「税率」の声あり）

すみません、税率は一緒です。固定資産税評価額の1.4%です。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第96号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 3年ぶりぐらいの国保の値上げということで大変なこともあると思うんです。これによってどれくらい収入が増えるか、数字で言うと1,000万円程度なんではないでしょうか。それが知りたいのと、これで何年ぐらいもつかっているか、またすぐ値上げするような感じのことをちょっと言われたんで、その辺がどうなのか不安があります。

それから、やはり前は値上げをしないで済んだというのが、やっぱ基金を持っていたためにその基金を取り崩して値上げをしなかったのが十何年ぐらい、そういう時期があったようにも思うんですよ。だから、その点で最後基金をためるようなことができないのか。いわゆる黒字になってないからそれはもう無理なのかもしれませんけど、その辺の対策をちょっとお聞きます。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

西中議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、料金改定で8%を8.3%にし、応能応益を調整いたしましたところ単純計算で年間1,380万円の増収が見込まれます。したがって、200万円の赤字を7年度に発生さす現行の税率で1,174万5,000円の黒字が見込まれるというように改善されるというふうになっております。

それから、今回の改定でございますが、岡山県から納付金ベースの統一、これが令和12年度に予定をされておりますが、いわゆる医療費に影響を受けない料金統一、これが実施される方向でございます。したがって、納付金の額がその都度示されるということで、今回の改定は令和7年度の黒字化へ向けての改定になります。令和8年度におきましては約467万9,000円の赤字が見込まれることから、このままではまた来年も料金改定をお願いするという方向になると思われます。

それから、さらにその後県のほうは料金の完全統一、これを目標といたしておりますので、積立金につきましても前回はまだ積立金が残っているので切り崩して使っておりますが、今は全然残っておりません。今後積み立てることになっても結局積み立てた残額は岡山県に提出するというような格好になるかと思われますので、あまり財源を積むというのは得策ではないというふうに考えております。

（11番 西中純一君「まあいい。分かりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第97号和気町立認定こども園条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第92号から議案第97号の6件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第92号から議案第97号の6件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第92号から議案第97号の6件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第98号和気町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第99号和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第100号和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第101号和気町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第98号から議案第101号までの4件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第98号から議案第101号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第98号から議案第101号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（当瀬万享君） 日程第8、議案第102号から議案第110号までの9件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 議案第102号から議案第110号までの9議案について提案理由の御説明をいたします。

初めに、議案第102号の令和6年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。この補正は既定の予算に1億6,767万8,000円を追加し、予算の総額を99億8,172万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では児童手当負担金の追加、地域医療介護総合確保基金事業費補助金の追加、ふるさと納税寄附金の追加など、歳出ではふるさと納税に関する経費、地域医療介護総合確保基金事業費補助金、自立支援給付費、児童手当、美しい森の舗装新設改良工事費、佐伯グラウンド駐車場の測量設計委託料などを追加するものであります。

次に、議案第103号の令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算に40万7,000円を追加し、予算の総額を17億5,266万1,000円とするもので、主な内容は、歳入では繰入金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の追加、歳出では人件費及び医療給付費等還付金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第104号の令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は日笠診療所勘定において予算の総額に変更はなく、人件費を追加し、予備費で調整するもので

あります。

次に、議案第105号の令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算に20万円を追加し、予算の総額を2億9,738万8,000円とするもので、内容は、歳入では一般会計繰入金の追加、歳出では電算事務委託料を追加するものであります。

次に、議案第106号の令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は保険事業勘定では既定の予算に360万2,000円を追加し、予算総額を18億8,666万7,000円とするもので、主な内容は、歳入では国県支出金及び一般会計繰入金の追加、歳出では職員人件費等を追加し、予備費で調整するものです。介護サービス事業勘定では、既定の予算に7万4,000円を追加し、予算総額を1,287万4,000円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金の追加、歳出では職員人件費等を追加するものであります。

次に、議案第107号の令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算から4,444万9,000円を減額し、予算の総額を4億9,552万3,000円とするもので、主な内容は、歳入では事業収入及び観光施設事業債の減額など、歳出では職員人件費、需用費、委託料、工事請負費などの減額、公課費などを追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第108号の令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は収益的支出において238万5,000円を追加し、予算の総額を8,102万円とするもので、主な内容は確定申告による消費税額の確定により追加するものであります。

次に、議案第109号の令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は収益的支出において59万9,000円を減額し、予算の総額を2億728万6,000円とするもので、内容は職員人件費を減額するものであります。

次に、議案第110号の令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は収益的支出において111万9,000円を追加し、予算の総額を10億656万9,000円とするもので、主な内容は下水道施設の統廃合に伴う委託料を追加するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部課長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩とします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第102号から議案第110号までの9件、順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第102号説明した。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第103号・議案第104号・議案第105号説明した。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 議案第106号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩とします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

和気鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○鶴飼谷温泉支配人（大竹才司君） 議案第107説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 議案第108号・議案第109号・議案第110号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第102号から議案第110号までの9件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑願います。

まず、議案第102号令和6年度和気町一般会計補正予算（第5号）についての質疑はありませんか。

2番 山田君。

○2番（山田浩子君） すみません。ページ数111ページになります。

下から2番目の有機農業産地づくり推進緊急対策事業補助金の433万5,000円の減額というふうにあります。全国的に要望が多くて、国から減額をされたというふうに先ほど説明があったかと思うんですが、今年度田植祭りとか、また有機の野菜、稲作の教室であるとか、いろんな事業が進んでると思います。この減額に当たって、今年度の事業に対する影響といたしますか、そういったものはないのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

今回、有機農業の事業につきましては、先ほど説明がありましたように約433万5,000円の減額ということでございます。これにつきましては、基本的にはこの事業は補助率10分の10の事業でございまして非常に有利な財源の確保ができておる事業でございます。今後、この事業を展開していくに当たって事業の内容の精査であったりとか工夫をしながら一般財源といたしますか、町の持ち出しはなしでやっていこうというふうには考えております。個々の事業の内容につきましては、減額に伴ってその事業メニューを少し削減する調整があったりとか、実際やめた事業もございますけども、そのあたりを調整をして今年度やり切れるような内容にしております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） ページ数は113ページです。

ふるさと納税の部分です。こちらの1億5,600万円の補正です。これの内訳は、先ほども町長おっしゃられた企業版ふるさと納税、このあたりも入ってるのかどうかですね。あと、当然このお金がないと何もできない中でこれだけの金額が増えたというのは非常にすばらしいことだと思うんですが、あと今後の見通しです。今年度はこういったけども、できれば昨年度からどういうふうになってるか、そのあたりも一緒に教えていただければと。

あと、獲得する金額は増えてるんですけども、全体の経費です。経費率は何%ぐらいかかってこういうものを獲得していくのか、分かれば教えてください。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員からいただきましたふるさと納税寄附金の御質問です。

1億5,600万円の増額補正のうち、通常版のふるさと納税、一般の方から頂くものが1億5,000万円、それから企業版ふるさと納税、こちらが600万円という内訳となっております。現在もう既に3事業者からということで総額で500万円は入金があると。それから、1事業者からは今申出書を頂いておりまして入金待ちという状況でございますので、今時点では恐らく600万円ぐらいはここで入ってしまうと。あともう一社二社、入ればいいなというふうな形で思っておるところでございます。

それから、ふるさと納税の関係の状況ですけれども、昨年度ぐらいまでは、大体多いものというのは例えば小林牧場で飼育されている備前牛を使った肉の関係、ローストビーフとかもちろん焼肉用の肉とかそういったものの、それからあとは町内産のぶどうとかそういったようなもの、フルーツ類が上位を占めておりました。昨年度の途中から米というようなものが非常に伸びてまいりまして、昨年度の時点で言うと米が大体全部で1億5,000万円です。去年は大体2億8,000万円入ったんですけれども、1億5,000万円程度が米で占めたということで、大きく米のほうに内容がシフトしてきているという状況でございます。今年度も、先月の末頃、先週末ですので11月29日ということではちょっとデータとしては1週間ほど古いものにはなるんですけれども、その時点で内訳を見ますと、米の関係でもう既に2億1,200万円を超えているふるさと納税の寄附金が入っております。トータルで言うと今2億8,000万円近く入っておりますので、大体もうほぼ80%近くが米ということになっております。その代わり、若干肉とかフルーツ、そういったあたりが伸び悩んできているという状況になってます。これ自体は多分、全体的にもそうだと思うんですけれども、和気町だけではなくて、物価高騰等の関係で以前ですとちょっとぜいたく品みたいなものを年度末にかけてそういうのをふるさと納税でされていた傾向があったと思うんですが、今は日用消費するようなもの、特に米とかそういったようなものへふるさと納税を使われる方が多くなってきているんじゃないかなと。要するに少しお得な感じでネットショッピングみたいな形の感覚になられてるんじゃないかなというふうに正直なところ分析してるというのが現状です。今後につきましての米の動向がどうなるかっていうのは一つ注視をしております、米が落ち着いてくるとかということになると、今年度は好調ですけれども、次年度以降どうなってくるかというのは分かりませんので、米以外のものでもいけるような形で今後はまたプロモーション等をやっていかなくちやいけないのじゃないかなというふうに考えておるものでございます。

それから、経費率につきましては、すみません、これはもうふるさと納税の場合には返礼品に使える金額というのは30%以内、それからそのほか送料とか事務手数料に係るものが20%以内ということで50%以内に収めるということになってますので、その中でやっております。ですから、実際に頂いたものの50%以内で全部のものを賄えということになっております。要するに、1万円のふるさと納税をもらおうとしたら、返礼品は大体3,000円以内に収めなさい、それから送料とかその他事務手数料の部分で2,000円以内に収めなさいというふうな形に総務省のほうから、そういう制度となっておりますので、それに収まる範囲でやっているという状況です。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） ありがとうございます。分かりました。

ですから、経費率としては50%以内、それ以上は出ないというふうな解釈でよろしいんですね。分かりました。あと、金額としては昨年度が2億8,000万円で、今年度は補正を入れて3億5,700万円に増えているということで、これはもう純増というふうに考えていいんですね。

あと一個教えてほしいのは、もしできれば、同規模の市町村と比べてもかなりこれ多いんじゃないかと思うんですけど、そのあたりもし説明できるような内容があれば教えてください。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） これにつきましては、同規模の中で本当に町によって本当にまちまちというか、もちろん和気町よりも非常に多く集められている町もありますし、過去には和気町よりも少なかったけれども伸びてきた町というのも県内でもございますので、そこにつきましてはやはり地元のものを扱うないしは県内で共通で扱えるものをどううまく使っていくかというようなところが出てきておりますので、一概に同規模の町がどのくらいとか和気町が多いとかっていうのは言い切れないっていうのが現状になっております。もう全国でも普通の小さい町でも和気町よりも倍ぐらいふるさと納税を集められてる町も他県にはございますので、そこら

あたりのところは正確なものではございませんが、傾向としては本当にばらばらであるということで御理解いただけたらと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 125ページの林業振興費の工事請負費ですが、204万6,000円、これ設計委託料は町職員が設計したのかどうか。といいますのが、専決の第4号補正ですが、災害復旧費工事費250万円で測量設計委託が50万円というようなのが出ておりました。これ20%というような設計委託料になります。それを町職員がやってくれたということは非常にありがたいと思うんですが、どうなっとるかお尋ねしたいと思います。

それから、これ担当委員会なんですけど、135ページ、グラウンド管理費の設計委託が103万4,000円出ておりますが、これも委員会のほうでお尋ねしたいと思いますので、設計根拠等を調査していただきたいと思います。駐車場の測量設計等は非常に安いもんだと、簡単なもんだという認識をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ここらは近年もう非常に設計委託が高額になっております。委員会で聞きたいこともあるんですが、皆さんとともに留意したい問題だと思いますので、ここで質問させていただきました。135ページのほうは委員会のほうで結構ですので、125ページのほうの回答をお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） それでは、125ページの工事請負費204万6,000円の設計の件でございますが、まずこれは美しい森の場内の舗装工事ということで、今回工事費を上げさせていただいております。この設計につきましては、舗装につきましての工事の内容でございます。これは町の職員が設計をしております。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 職員で設計できることというのは非常に行政としてありがたいことだと思いますので、そういう職員の養成も考えて頑張っていただきたいと思います。回答はよろしい。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） すみません。

3つほど内容が全然分からないので、お願いします。

111ページの児童福祉総務費の国庫補助金で母子家庭等対策総合支援事業費補助金、これの内容の対応するところが支出のところで分からないので教えてもらいたいと思います。

それから、同じく111ページのそのすぐ下、こどもの居場所づくり支援体制強化事業費補助金、これも46万7,000円ですけど、ちょっと内容がこれも分かりません。説明をお願いします。

それから最後、111ページ、高齢者福祉費県補助金で地域医療介護総合確保基金事業費補助金、小規模多機能ということを会計担当者がおっしゃったんですけど、具体的にどの施設というかあれですけど、何か所、法人の施設の補助金ぐらいでもいいんですけど、内容がこれも分かりません。その3つをよろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

御質問のまず1点目の母子家庭等対策総合支援事業費補助金でございますが、こちらについては以前予算のほうで計上させていただいておりますおむつの支援事業でございます。こちらのほうがこちらの先ほど言いました事業費の中の地域こどもの生活支援強化事業のほうで該当となりましたので、今回歳入ということで補正予算を

上げさせていただいております。

それから、もう一点、こどもの居場所づくり支援体制強化事業費補助金46万7,000円でございますが、こちらにつきましては現在策定しております子ども計画に係るアンケート調査にかかった経費の部分が補助対象ということで認められましたので、こちらについても今回増額の補正をさせていただくものでございます。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼します。

111ページ、地域医療介護総合確保基金事業費補助金4,482万6,000円についてでございますが、こちらは県補助に採択になったというもので、このたび上げさせていただいたものでございます。補助率は10分の10で、実際の内容ですが、第9期の介護保険計画に位置づけました小規模多機能型居宅介護事業所の整備の募集を今しております。今現在1つのところの手が挙がっておりますので、これについて今後審査をしていく予定でございます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ふるさと納税のお米絡みでちょっとに歳入と歳出のほうでお聞きしたいと思います。

ページ数は113と、それから117ですかね、歳出のほう。これで、お米のほうはもうほとんどこれ、今増えたほうは急にお米が人気ということですけども、今まではたしか私の記憶ではお肉が上位ということでしたけども、将来的にその辺の新規のとそれとプラス今後ふるさと納税の獲得でお米以外に何か考えがあるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、事務手数料というのが、多分これはお米でしょうから、これは確認の意味で、JAを通じてやってくるか何か中身は事務的に、金額の多寡は別にして、その2点ちょっと。

それからもう一点は、全然違いますけど、115ページ、防災士のこれは人数はともかく言われなかったけども、受講者はどうかということですが、これ内訳は何人受講されたんか、それから防災士を養成した方の今後の活用、この辺の考えがあれば。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議員おっしゃられたふるさと納税の関係で、米のほうは好調でありまして、今後もやっていきたいというふうに思っているところです。ただ、米以外のものについては、まず一つはもちろんこの景気の状態にもよるんですけども、元来肉とかフルーツの関係が比較的強かったというようなことがございますので、こちらをもう一回底上げをする必要があるんだろうということで、特に肉の業者とかとは今打合せをして、また魅力ある商品とかそういったようなものやしていきたいなというふうには考えております。ふるさと納税そのものというのは、基本的にはやはり町内で作られているものとか、町内のものの原材料を使って、他の町で作られておりますけど、原材料は町内のものですよというものがベースになります。なので、まずそういったようなものから探していくのはいくんですけども。あともう一つ、今米もそうですけども、県内のものは共通で使えるもの、そういうのもうまく使っていくというのがやはり増やしていくための一つの方策であろうかと思っておりますので、そういう意味で言うとフルーツにしてもぶどうとかは県内共通で使える返礼品でありますので、そういう出せるものを増やしていくというのは手数を増やすっていうふうなことでやっていければなというふうには考えておるところでございます。

それからあと、歳出の関係で、ふるさと納税の関係の事務手数料、こちら米の関係はJAを通じてやっているわけではございませんで、JAから一部は米として出品はされてますけれども、JAを通して何かをしているということではございません。一般の企業というか、米屋から買ったりとか、あとは町内の農家が出品されたりというような形でやっておりますので、このふるさと納税の事務手数料につきましては、これはふるさと納税のポ

ータルサイトといって、よく聞くさとふるとかふるさとチョイスとか楽天とかっていう、そういったところに載せた場合に寄附額の10%から13%程度のものが手数料として取られますので、その手数料がこちらに上がっておるということで御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

115ページの防災士育成事業補助金104万8,000円についてでございます。

防災士を今年は9月14、15日の2日間で学び館サエスタで講習を和気町内でしていただくこととなりまして、今回受講していただいた方が21名いらっしゃいます。その21名、今までおられた方が30名で、21名加わって51名ということになります。今後、防災士の資格の認定を受けた方は、一応要綱の中にも町と連携をしてという文言がございます。地域の防災の活動、啓発に努めるということになっております、組織づくりみたいなものを考えて、和気町の防災士の会というもののほうに進んでいきたいなというふうに考えております。

（7番 居樹 豊君「ありがとうございました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） 議案書でいきますと135ページ、12番の委託料103万4,000円として測量設計委託料ということで上がっておりますが、少し参考資料のほうで質問させてもらいたいと思います。

参考資料1ページ目の事業概要のところ、週末の利用頻度はかなり高い状態であると記載がありますが、実際の利用状況の頻度など分かれば教えていただきたいということと、あと2ページ目の図面を少し説明していただきたいのですが、佐伯グラウンドの上のほうに既存で10台駐車場の区域があるのですが、ファウルボールとか危険なためにあまり使用されていないという記述がありますが、これ自体の対策などされているのかということとを関連して聞かせてください。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

最初の御質問の週末の利用状況というのは、正式な今手元にデータは持ってないんですけども、シーズン中はほぼ毎週末ずっと使っているような状況が続いているというふうに思っていたいても大丈夫かなと思います。

それと、2つ目なんですけれども、その10台のところに關しては今回グラウンドの改修工事の中でも少しその辺の改修については手当てをする予定にはしていると認識していただけたらいいのかなと思ってます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） シーズン中はほぼ毎週使っているということなんですけど、大体シーズンでいつ頃かっというのを教えてもらいたいということと、あと今回改修でファウルボールとか危険な箇所の改修をされるということで、ということは今回45台プラス10台のところも使えるようになるっていうイメージでよかったのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

シーズンについてはもう春から秋まで、冬以外は全部というふうに考えていただけたらいいのかなと思います。

それと、使えるようになるというふうに認識していただいても大丈夫かなと思うんですけども、それでも今までの状況から見ると、全く足りずにサエスタまで止めに來られて、そこからグラウンドに行くということも結構あったという状況になりますので、今回これを提案させていただいたということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第１０２号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第１０２号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第１０２号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第１０３号令和６年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第１０４号令和６年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第１０５号令和６年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に、議案第１０６号令和６年度和気町介護保険特別会計補正予算（第２号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第１０３号から議案第１０６号までの４件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第１０３号から議案第１０６号までの４件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第１０３号から議案第１０６号までの４件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第１０７号令和６年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第２号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第１０７号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第１０７号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第１０７号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第１０８号令和６年度和気町上水道事業会計補正予算（第２号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第１０９号令和６年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第

3号)についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に、議案第110号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番(山本 稔君) 143ページの父井原の処理場廃止検討業務です。これ農業集落排水のほうでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長(当瀬万享君) 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長(柚本賢治君) 失礼いたします。

山本 稔議員のおっしゃるとおり、農業集落排水事業の施設でございます。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番(西中純一君) 同じことなんですが、父井原処理場、これは今度佐伯というか、原の処理場につながるようになるということですか。

○議長(当瀬万享君) 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長(柚本賢治君) 失礼いたします。

西中議員のおっしゃるとおりでございます。現在の父井原の処理施設を廃止した後、そこで集めたものは佐伯浄化センターのほうへ接続されると、そういうことになります。

(11番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第108号から議案第110号までの3件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第108号から議案第110号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第108号から議案第110号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第9)

○議長(当瀬万享君) 日程第9、請願第2号「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願についてを議題とします。

これから請願第2号の紹介議員であります神崎良一君から説明を求めます。

5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) それでは、請願書、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について御説明申し上げます。

この趣旨及び事由についてでございますが、まずここも新聞紙上等でかなり問題になっておりますが、多くの教育委員会において教員不足の現状が依然と続いております。そして、学校現場では教員の志願者これが減ってる。そして、働いている人の中にも病気だとか早期退職だということで、せっかく難関を突破して採用されたにもかかわらず現場で働けてないと、こういう深刻な教員不足という現状があります。そして、それについ

ては、この前まさにこの11月23日、山陽新聞の4ページ目に中、小2割教員が欠員していると。全国の公立小・中学校2023年度、教員の欠員が発生した学校が20%だと。20%というたら、5校あったらその1校は必ず教員がおらんと。教育は職員がおるとか町がちゃんとやるという話じゃなくて、きちんと義務教育であるならばその生徒、児童の方が平等に教育を受ける権利があるわけでしょう。その教える人がおらんということですよ。ただ一業種の教職員組合がどうと言って、当然そら担当だから一生懸命やりますけど、これは国民全体の問題ですね。国の基は教育にあり、子供にあるわけですから、それをきちんと普通にも教えられんという現状が今や大問題だと、こういうふうに言うわけです。

そしてあと、2024年4月には猶予期限が求められて、5業種については長時間労働の上限、これが適用されました。しかし、実際には教職員の中ではその上限規制があったとしても、罰則がないから結局守られていない。さきの新聞記事からも分かるように、学校の先生がおらんかったらどうするか。副校長や教頭が担任の代替をしてると。ほんなら、もう本来の副校長や教頭の仕事ができるんかと、こういう話でしょう。これも授業を受ける生徒方に非常にづらいというか寂しい話でございます。そういうことなので、今回これを上げてるわけですけど、特にこの長時間労働は正と具体的な業務削減、そして教員の負担を軽減して教職員数の定数をきちっと守る、こういう意見書を上げたい、こういうことでございます。

そして、特に和気町として上げたいのは、私が特に強く、いつもなら陳情で終わってるんですけど、今回は請願にしたのは、次のような理由です。今申し上げたように、大きな社会問題となって非常に大事な問題であるということは言わずもがな。特に和気町は教育の町として銘打って本当に有名だし、他市町村からよく視察に来られたりもしています。そういうことで、我々にはそういう責任があるんじゃないかと、和気町には。特にこの教職員の勤務改善、それから教職員の定数をきちっと守っていくという責任があるように思います。

そしてそれから、和気中、佐伯中、それから佐伯小、本荘小、和気小ですか、5校ありますよね、5校。その中で、今特にボランティア、地域の方、保護者の方、教員が一緒になって教員の働き方改革にも協力してるとよく私も聞きますし、本荘小学校について言えば、文部科学省のホームページに好事例のようになって出てるといふところまで来てます。前回、伊原木知事も本荘小学校に来ていただいて、非常に喜んでやっぱり教育に力を入れるということですので、岡山県が教育の県であるが、その中で特に和気町も教育県の中で代表する町として声高に本件を国に伝えて、今回の意見書を強く訴えていきたい、このように思っています。私は本件を上げました。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君）　これから請願第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

神崎君、御苦労さまでした。

請願第2号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

（日程第10）

○議長（当瀬万享君）　日程第10、今回陳情2件が提出され、これを受理しています。

陳情第2号を会議規則第92条第1項の規定によって、お手元に配付した陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

なお、その他1件の陳情についても、議員控室のファイルに整理しておりますので、御高覧ください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が予定されています。また、特別委員会終了後、議会全

員協議会を開催いたしますので、御出席ください。

本日は、これで散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後1時54分 散会

令和6年第6回和気町議会会議録（第8日目）

1. 招 集 日 時 令和6年12月10日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年12月10日 午前9時00分開議 午前11時49分散会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山 野 英 里	2番 山 田 浩 子	3番 我 澤 隆 司
4番 從 野 勝	5番 神 崎 良 一	6番 山 本 稔
7番 居 樹 豊	8番 万 代 哲 央	9番 山 本 泰 正
10番 広 瀬 正 男	11番 西 中 純 一	12番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太 田 啓 補	副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸	総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一	財 政 課 長 海 野 均
まち経営課長 寺 尾 純 一	民生福祉部長 万 代 明
住 民 課 長 竹 内 香	健康福祉課長 松 田 明 久
産業建設部長 西 本 幸 司	産業振興課長 岡 恵 一
鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司	上下水道課長 柚 本 賢 治
総務事業部長 永 宗 宣 之	会 計 管 理 者 清 水 洋 右
教 育 次 長 新 田 憲 一	学校教育課長 嶋 村 尚 美
社会教育課長 森 元 純 一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 1番 山野英里 2. 2番 山田浩子 3. 7番 居樹 豊 4. 6番 山本 稔	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、質問者席に移動した後、発言許可を得てから質問を行ってください。質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

1番 山野英里君に質問を許可します。

1番 山野君。

○1番(山野英里君) 皆さん、おはようございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、大きく2つの項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目は、安心・安全に暮らせるように有害鳥獣対策の強化をということについてです。

町民からの話で、鹿やイノシシ、アナグマやヌートリアなど、以前より目撃する機会が増えたという話や、畑や田んぼの作物が荒らされてしまったという話をよく聞くようになりました。私自身も和気町に移住して畑をしておりますが、今まで有害鳥獣が出没したことがないというエリアを借りまして、昨年は芋を200本程度植えてみました。しかし、イノシシによって全て掘り起こされて食べられてしまいました。苦労して畑を耕し、作付してもう少しで収穫時期だったというときに全て食べられてしまいましたので、とても残念な気持ちになるとともに、畑を続けることをちゅうちょしてしまいました。私の場合は家庭で食べる程度なので生活に支障を来すことはなかったですが、専業農家の方などは生活がかかっておりますので、被害は深刻であると考えます。鹿は草や葉を食べますので、田んぼの稲を食べたりして農業に影響を及ぼすだけではなく、山などで新しく植樹した木々の新芽を食べてしまい、木が育たず枯れてしまうこともあり、林業への被害も深刻となっています。そうして木々が枯れていくと、地表が現れることにより大雨が降りますと土砂災害などで危険が高まることにつながります。また、有害鳥獣が増えてきますとマダニなどを持ち込む可能性も増えてきます。マダニにかまれると様々な感染症を発症する可能性があります。特に危険なのが重症熱性血小板減少症候群、SFTSです。現在では有効な抗ウイルス薬がなく、国立感染症研究所によると致死率は約30%とも言われております。

先日、11月26日に兵庫県の姫路市では住宅や店舗が立ち並ぶ場所でイノシシが出没し、人に襲いかかりました。6人が襲われましたが、その中には3歳児までおり、骨を折るなどの重傷を負っております。そうした事案を踏まえましても、農作物などの被害のおそれだけではなく、災害対策や感染症対策、人的被害の予防の観点から見ましても、有害鳥獣対策というものは他人事ではなく、町内においても対策の強化をしていく必要があると思われまします。

そこで、1つ目に上げています町内における有害鳥獣に対する被害状況、また対策についてをまず聞かせてください。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、山野議員の安心・安全に暮らせるように有害鳥獣対策の強化をの御質問にお答えいたします。

1点目の有害鳥獣による被害状況、対策についてで、最初に被害状況についてでございます。

正確な町全体の数字は把握できておりませんが、岡山県農業共済事務組合におけます町内の獣害による水稻被害申告面積では、和気町全体で令和5年度は2.8ヘクタールとなっており、令和4年度の1.9ヘクタール、令和3年度の2.4ヘクタールと比較して増加しております。

本町が実施しております有害鳥獣対策ですが、捕獲、防護の両面で対策を行っております。具体的には有害鳥獣の捕獲及び防護柵の設置、修繕への補助金の交付、また町民を対象とした追い払い花火の講習会の開催、箱わなの貸出しなどの施策を実施しております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 町内におきましても被害が増えてきているということ、また対策に対しましても捕獲に対して防護柵など、また花火なども実施してることは分かりました。一定の範囲、有害鳥獣を追い払うことなど策を講じていることは分かりますが、全国的に見ますとここ30年か40年でニホンジカが分布してる地域は約2.7倍に拡大しております。そして、推測される個体数は約9倍に増えてきております。鹿が増える原因は様々ありますが、雌が約2歳から毎年1頭出産するという高い繁殖能力を持っているのも一因であります。また、温暖化によって積雪が減ったことや、鹿を狩猟する方の減少などで致死率が低下したことも原因であるともあります。個体数が増加しているということなので、捕獲を強化することも必要ではないでしょうか。新しく狩猟の免許を取得されても、すぐに1人で猟をすることは難しいことが予測されます。特にくくりわななどはワイヤーの太さや長さ、わなを仕掛ける位置などが気をつけて仕掛けをしていかないと、わなにかかった有害鳥獣も逃げるのに命がけなので、ワイヤーを引きちぎって襲いかかってくることもあるそうです。猟師として活動していく上で、初めの頃は技術や経験を兼ね備えた猟師とともに同行して技術を十分に習得してから安全に猟をしてほしいと思います。そのためにも、免許取得後の研修だけではなく、町が主体となって新人猟師と経験豊かな猟師をつなげていくことができれば、新人の猟師も安心して経験を積むことができるのではないのでしょうか。そのような体制を町として実施してほしいと思います。また、有効な誘引剤があれば捕獲率も上がりますので、そうしたことも大学や企業と協力をしながら研究をしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、2つ目の猟師の育成、また誘引剤の研究などが必要ではないかということについての考えをお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、2点目の猟師の育成、誘引剤の研究などが必要ではないかについてでございますが、まず有害鳥獣の駆除につきましては猟友会に担っていただいております、年間を通じて多くの捕獲活動を実施しております。また、65歳以下の方の狩猟免許取得費用に対しましても補助を行っており、そのほかにも岡山県それから東備地区の猟友会の主催により初心者向けの講習会を開催しております。こうした施策の中、会員数につきましても令和6年度は97名となっておりまして、平成30年度の93人と比較しますと増加傾向ということでございます。

それから、イノシシの獣害をおびき寄せる誘引剤につきましては、今年度民間企業からゴム製品にトウモロコシなどの匂いを付着させました誘引剤の試作品の提供がございました。この試作品については従来のものとは違いまして、ゴム製品に匂いがついておりまして、腐食しないという利点がございます。今後、可能であればこの試作品の提供を増やしていただいて、町内で実証実験のところを少しずつ増やしていきたいというように考えて

おります。

それから、新たに免許を取得された方への対応でございますが、先ほどの初心者講習会等の講習会へのあつせんであつたりとか、それから猟友会で詳しい方とかいろんな方がおられます。そのあたりの方にも協力をいただきながら、初心者、初めての方に向けて情報共有等をさせていただくような体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 1 番 山野君。

○1 番（山野英里君） 企業の方とも協力してゴム製の誘引剤も研究されてるということで、また今後も研究をよろしくお願いいたします。

また、町内で免許を取られても、どのように活動していこうかと不安をもらす声を聞いたこともあります。新人の猟師の方が安心して猟を行えるように町が介入することで猟師が増えていけば有害鳥獣の被害の少ない町となります。また、人材育成の面からもぜひよろしくお願いいたします。

町内では人的被害の報告がないのかもしれませんが、飼っている犬がイノシシに襲われたという話は耳にしております。朝出勤しようとして玄関を開けますと、すぐ前にイノシシがいて、飼っていた犬がイノシシに襲われたそうです。役場や警察に連絡しても、その地域はよく出てくるから気をつけてくださいとの返答のみで、どうしたらよいか分からず不安なまま過ごしたと聞いております。神戸市では、六甲などの地域で住宅地にイノシシが出没し、買物帰りの人間に襲いかかるなどの事案もあります。こうした事案が起きていることもあり、神戸市では一般の市民に対してイノシシなどの対応方法を記載したパンフレットを配布して、町民一人一人ができる限り自分の身は自分で守る行動が行えるように対策をされております。詳細は参考資料を御覧ください。こちらのほうになります。このように、和気町におきましても、人的被害が出てから対策を講じるのではなく、人的被害が出る前に策を講じるべきではないでしょうか。

ここで、3 つ目の安心・安全に生活できるように、有害鳥獣の対応について町民への情報提供や訓練も必要ではないかということについての答弁をお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、3 点目の安心・安全に生活できるように有害鳥獣への対応について町民への情報提供や訓練も必要ではないかということでございますが、町としまして、昨今のイノシシや鹿などが夜間に加えて日中に住宅や道路などに出没する状況が増えております。それを受けまして、今日参考資料のようなものを準備しまして、住民への対処方法の情報提供などが必要だと思いますので、そういったものをホームページや広報誌などを通じて啓発していきたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 有害鳥獣で町民の方が不安になられていると。同時に、作物なども荒らされているということは私も承知をしています。

先日、実は藤野地域の住宅地にイノシシが出没しまして、日中に、消防、警察、それから町の職員を含めて追い払いの対策をしたわけでございますけれども、今後も生活が脅かされないような施策に取り組んでいきたいと考えています。先ほど担当課長も申しましたように、そうしたパンフレットなどもつくって、注意をしてくださいというようなそういう情報提供はできるわけでございますけれども、これといった対策は、わなを仕掛けるだとか、それから猟友会に捕獲していただくだとかというようなことしかできませんので、それぞれ町民の方にも気をつけていただくように啓発をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 1 番 山野君。

○1 番（山野英里君） 猟師だけではなく、町民一人一人の行動で有害鳥獣の被害を少なくするというのもで

きますので、正しい情報を広めていってください。

もう一つちょっと再質問させてもらいたいのですが、イノシシに餌を与えてしまうとおいしい味や匂いを覚えてしまいまして、同じものを探し求めてしまい、田畑を荒らすことも分かってきております。一方で、イノシシに対してイノシシ用の餌を用意しておけば、田畑を荒らされることもないと考えている方もいると聞いたこともあります。神戸市のほうでは、主にイノシシに食物を与えることを規制することによって、人の生命及び身体及び財産に危害を加えることを防止することを目的にしまして、イノシシからの危害の防止に関する条例まで定めております。神戸市のように条例を制定して町民に理解をしていただくことも必要ではないかと思うのですが、条例に関しての考えがあればよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 近隣の自治体と言わずに、今それぞれの自治体のところを研究させていただいて、必要であれば今後検討していくというふうにさせていただきます。よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 1 番 山野君。

○1 番（山野英里君） 被害が拡大する前に策を講じることが大事だと思いますので、また条例や対策を含めて検討をよろしく願いいたします。有害鳥獣が増加傾向にありますので、安全・安心に暮らしていくためには、町内でできることを考えて様々な策を講じていく必要があると思います。猟師の方だけではなく、一般の町民の方も正しく知り、正しく対応できるようにしていくことも有害鳥獣対策には必要であると思いますので、ぜひ町民への情報提供や訓練などの機会、対策の強化をよろしく願いいたします。

続きまして、2 つ目の質問に行きたいと思います。

2 つ目のG I G Aスクール構想のさらなる推進で、町内の問題解決をということについてです。

G I G Aとはグローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オール、全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉の略語となります。子供たち一人一人に個別最適化され創造性を育む教育、I C T環境の実現に向けて令和元年より国が進めてきた1 人1 台端末の環境があります。当時の文部科学大臣のメッセージでは、多様な子供たちを誰一人の取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性を大きく広げるということを主張されていました。

和気町では、教育の町としてI C Tの活用状況も県下トップクラスであり、現在の文部科学大臣の阿部俊子さんも佐伯小学校へ視察へ来てくださったことは承知しております。第1 期で導入されました端末が更新される令和6 年度から令和1 0 年度は、G I G Aスクール構想第2 期としてネクストG I G Aでありまして、児童・生徒の端末活用や学習効果などネクストG I G Aの成果次第でサードG I G Aにも影響が出るとも言われる重要な時期です。せっかく1 人1 台端末があるのであれば、もっとうまく活用すれば個別最適な学びや不登校支援、教員の働き方改革、そして子供たちの柔軟な発想で町の施設などの活用方法もよりユニークな発想が出てくるのではないかと思いますので、今回取り上げました。

まず、1 つ目に、G I G Aスクール構想における町内での取組についてを教えてください。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

山野議員からいただきましたG I G Aスクール構想のさらなる推進で、町内の問題解決をの御質問にお答えします。

1 点目のG I G Aスクール構想における町内の取組ですが、1 人1 台端末を活用した各校の工夫により個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現してまいりました。特に地域に関わる学習の具体例を挙げますと、町内町外の学校相互がオンラインでの交流を図ることで地域の魅力を発信し合ったり、地域を活性化するための企画

を考えプロモーションも含めて実践したりするなど、1人1台端末が持つメリットを最大限に生かした学習が展開されています。子供たちは、そのような取組を通して地域へ主体的に働きかけ、地域への理解を深めるとともに、思考力や表現力、自ら学ぶ力などを身につけております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 1人1台端末を活用して個別の学習ですとか全体の学習にもつながっているということが分かりました。また、プロモーションにも活用されているということで、様々な取組に導入されていることが分かりました。ただ、現在されていることだけではなく、さらなる活用によって個別最適な教育の推進ができれば、学力の向上だけではなく、子供たちの困り感がなくなり、主体的に学ぶこともできます。自信を持ち自分らしく学べるということは自己肯定感にもつながりますので、学校での生活だけではなく、その後の社会生活においても学びの環境というものはその人の人生に大きな影響をもたらします。

一方で問題になっているのが、発達障害児たちが適切な支援や配慮、十分な理解が得られずに、2次障害として鬱病やひきこもりなどを起こしているということでもあります。社会人になって診断名がついたという方と話をすることがありますが、学生時代は診断名などもなかったもので、親をはじめ先生や友人などの理解もなければ、配慮や支援がなかったもので、いじめられたり怒られて惨めな思いをしてとてもつらい人生だったとおっしゃっていました。学生のときには不登校になり、引き籠もっていたそうです。ただ、その方はパソコンが得意だったので、自分でプログラミングなどを学んだことで自分の自信となったそうです。今では社会に出ていき、そのスキルを生かして企業に就職をして自分らしく生活をされています。その方は、もし今の子供たちみたいに早くからICT機器をうまく活用していれば、僕もそんなに怒らずに生活できていたのかもしれないという意見をいただきました。また、LDセンターの調査によりますと、不登校のうちの56%が発達障害児との調査結果も出ております。不登校支援として、和気町でも学校に居場所を設けるなど工夫をされていることは存じております。また、一方で不登校の予防という視点から考えますと、発達障害の理解と支援を手厚くすれば、不登校も減り、本人の学習意欲も高まり、安定して日常生活を送ることができるのではないのでしょうか。

こちらの参考資料を御覧ください。企業と大学の先生が協力してつくったものであります。自分のスケジュールなどを理解しやすくするものでして、アプリを使って発達障害の子供でも電車の乗換えなどに活用しているそうです。また、障害の有無にかかわらず、小学1年生なども自分で学校の準備をする習慣を身につけるのにも活用できます。できることを増やしていくという意味でも有効ではないのでしょうか。こういったものも無料でありまして、町内の子供たちが活用しているクロームブックにも対応しております。ほかにも探せばよりよいものがあるかもしれませんが、自分に合ったものを選び活用することでできることが増えるので自信になります。そして、子供たちができることが増えれば、教員も支援する内容が減っていくので、教員の働き方改革にもつながっていきます。無料のものだけではなく、できることの限界がありますので、内容によっては有料のアプリが必要なかもしれません。また、教育やユニバーサルデザインの視点から考えましても、学習の支援だけではなく、生活面の支援も必要です。子供たちの今後の成長や発達を考慮すれば、教育の格差をなくすという意味でも、学ぶ環境を町として整備していく必要があるのではないのでしょうか。

ここで、2つ目の質問となりますが、企業とも協力してICTをより活用しやすくする工夫はできないのかということについての御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

企業とも協力してICTをより活用しやすく工夫についてでございますが、今年度町のほうで学習支援アプリの見直しを行い、今年度から新たにコニカミノルタ社のトモリンクスを導入しました。授業時の活用のみならず、子供たちの健康観察、教材作成や分析など、教員の指導業務にも利用しています。また、デザインツールの

Canva（キャンバ）も利用可能な環境にしており、プレゼンテーションなどで活用しています。企業との直接的な協力はありますが、例えば導入の際に企業から研修を教員にさせていただくなどの連携は取っており、よりよいICT環境が整えられるよう積極的な情報収集を続けているところです。

また、議員がおっしゃったように、誰一人取り残さない学び、個別最適な学びを実現していくというのは、必ず必要であり、大変重要なことだと考えております。御紹介いただいたアプリなど有効なアプリが多くございます。その中で現在町が行っておりますことは、例えば先ほど紹介いたしました子供たちの健康観察をICTで行うですとか、教員が子供たちの状況を分析するというようなことにICTを活用しているという段階でございます。これからこの有効なアプリをどのように取り入れていくかということについては、様々なものがあり、それから子供たちの状態も様々であることから、研究を続けていく必要があろうかと思っております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 今年度よりアプリも更新され使いやすくなったということはよく分かりました。また、子供たちの健康観察ですとか情報の分析など、有効なアプリをまた研究していったほしいと思います。ここまでは個別最適な教育や子供たちの成長、発達を考えて、主に教育のユニバーサルデザインについて話をしてきましたが、ここでマイנקラフトを活用して他市町村ではそれぞれ抱えている地域の問題解決にも役立てている市町村も増えてきております。

参考資料のこの3つ目のものになります。御覧ください。

鳥取県の日南町では、駅前再開発を計画していたそうです。その計画を行政だけが考えるのではなくて、子供たちなどの意見やアイデアを取り入れたいということで教育版のマイנקラフトを活用したそうです。マイנקラフトとは、ブロックの組合せでオリジナルの世界を構築したり、その世界の中を冒険したり、創意工夫をしながら遊ぶことができるものです。教育版では、クラスの生徒と指導者が一つの世界を共有でき、その中でクラスメートとの共同作業を行うことができます。クラスメートとどのように協力して世界をつくるか、共同作業を通じて協調性も身につけながらプログラミング思考を学べる教材となっております。日南町では、このワークショップを開催したことで面白いアイデアも出てきたことにより、実際に駅前再開発にそのアイデアを組み込んでいくと聞いております。また、学校でも不登校の子と一緒にバーチャルの世界でアバターとして参加をして一緒に勉強することもできますので、その場になくても共同することも可能です。学校の先生やカウンセラーの先生が話しかけても話をしてくれない子供が、このマイנקラフトを活用しますと声を発して会話ができるようになったという事例もあります。

町内でも教材を活用していけば、楽しみながら共同して学べるだけではなく、施設のアイデアも共に膨らませてさらによいものへと考えていくこともできます。結果として、子供たちの学びを通して地域の問題解決にも寄与することができます。ここで3つ目に上げております教育版マイנקラフトで、廃校や旧大国家住宅などの活用方法を多くの人々が考えることができるので、導入していくことはできないかということについての答弁をよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

教育版マイנקラフトの導入についてですが、教育活動に有効なアプリとして社会科や総合的な学習の時間などで効果的に活用されている実践があることは承知しております。その実践を行った多くの教員が、共同する過程に価値があるというように言っているということも承知しております。教育用のアプリは様々それぞれの特徴があり、導入に当たっては各校の教育活動の狙いに応じていることが重要であると考えます。今までにも、各校からの要望に合わせて、一律とは限らず、それぞれ必要なアプリをインストールしてきたという実態がございます。これは各校の教育課程に基づいて、計画的に行われている実践に合わせて取り入れたものでございます。ま

た、それによって教員のアプリに対する習熟度というのにも必要になってまいりますので、それに合わせて検証を行ったり、校内でさらに力量を高めたりということがそれぞれのアプリに対して行われてきているという現状がございます。ですので、まずはよいアプリは各校へ周知を図り、それぞれ検討していただくなど、実情に合わせて判断していくことが必要であろうかと考えております。

○議長（当瀬万享君） 1 番 山野君。

○1 番（山野英里君） いろんなアプリがありまして研究されていると思うんですけど、マイクラフトにつきましても共同の過程で価値があると言われていたように、いろんな活用できますので、またぜひ検討をよろしくお願いいたします。

また、各学校でアプリを導入していたということで答弁があったんですけど、ここで再質問をさせてもらいたいのですが、熊本市の教育センターなどではデジタル教材ということで多数のものを用意しておりまして、検索すれば市の方以外でも誰でも利用できる状態になっております。こういう共通のツールという形でアプリを一覧にしておけば、教員だけではなくて、子供たちも自分が理解しにくい教科の補助として活用しているとも聞いておりますので、個別最適な学びとして配備をされている状態です。数が多いと使いにくいのではなくて、それぞれに解説などもありましたので、自分でどれがいいかなっていうのを考えて選択して学べることでございました。和気町でもこういったことを、各学校ではなくて、統一したもので表示というのは難しいのでしょうか、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） ありがとうございます。様々な御提言をいただき感謝申し上げます。

現在のところまだ検討しておりませんので、いただいた御提言を基に研究していくことになろうかと考えております。

○議長（当瀬万享君） 1 番 山野君。

○1 番（山野英里君） 実際熊本市の教育センターで活用をさせてもらったんですけど、デジタル教材がすごいよかったので、子供たちも実際活用して、分かりにくい算数とかも使ったらすごい理解しやすかったという意見もありましたので、ぜひ研究をよろしくお願いいたします。これから生きる子供たちにとって可能性を広げて伸ばしていくためにも、最大限に1人1台端末を活用してほしいと思います。1人1台端末というのは、その子の人生を変えるかもしれない無限の可能性を持った最強の文房具だと思います。使い方によって幾らでも柔軟に活用ができますので、今後も研究を進めて有効に活用してほしいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで山野英里君の一般質問を終わります。

次に、2 番 山田浩子君は質問者席へ移動してください。

2 番 山田浩子君に質問を許可します。

2 番 山田君。

○2 番（山田浩子君） 議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まず、1 番目、安心・安全なまちづくりの取組についてお聞きします。

①和気町内での事件発生状況の把握はできていますでしょうか。

先日、年末年始特別警戒交通事故防止パトロール隊出発式が行われました。席上、備前警察署長より備前署管内で発生した交通事故、事件の報告がありました。10月に発生した交通死亡事故、11月に発生した路上で複数女性に危害を加えた事件、このどちらも和気町内で発生したものであります。11月の事件については、幸いその日のうちに犯人も捕まりましたが、一歩間違えたら命に関わる事件だったとのお話もありました。当然これらのことについては執行部の皆さんも御存じのことと思います。現在、闇バイトなどをめぐる様々な事件が多発

しており、これらは地方においても警戒すべきことであると考えます。

そこで、②防犯カメラの設置状況についてお聞きます。

現在、通学路を中心に防犯カメラが設置されています。また、昨年から区における防犯カメラ設置についても助成が始まり、活用されているようです。本当にありがとうございます。ただ、和気町全体を見たときに、防犯上適切な箇所に設置されているのでしょうか。もちろん事件、事故などが発生しないことが一番ではありますが、万が一起きてしまったときの状況証拠、犯人の特定などに防犯カメラ映像は有効だと思われます。例えば警察にも協力をしていただき、和気町内の防犯カメラの設置状況を点検し、増設したほうがいいのかと思われる場所がないかどうか確認をしてはどうでしょうか。

続きまして、③AEDに三角巾を入れることができないかとの質問です。

昨年6月議会においても同様の質問をさせていただきました。そのときの答弁は、女性への配慮は必要であるが、誤使用されないよう今現在は三角巾の設置は考えていない、また研究をしてみたいといった内容でした。その後、研究はされたのでしょうか。9月に防災士の研修を受講したときに、女性の防災士の方に、女性にAEDを使用することについて個人的にお話をお伺いいたしました。まず、ちゅうちょなく一秒でも早くAEDを使用してほしいということ、また衣服や下着を取らなくてもパッドを貼り付けてもいいと言われているが、電極パッドが逆に衣服などに貼りついてしまうことがあるからやめてほしいということ言われていました。また、東備消防の方に、AEDに三角巾を入れることについてお聞きしましたが、何ら問題はないとの答えもいただきました。同じ東備消防管内である備前市では、三角巾を入れています。三角巾を入れる自治体もどんどん増えており、中には白色の三角巾ではなく透けにくいオレンジ色の三角巾を入れているところ、またバスタオルまで設置しているところもあります。これらの状況を考えても、AEDに三角巾を入れることに問題はなく、和気町でもぜひ取り入れていただきたいと再度提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

山田議員から質問をいただきました3つの質問に順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、一番初めの和気町内での事件の発生件数の把握はという御質問でございます。

令和6年1月から10月まで和気町内で発生いたしました刑法によって処罰される犯罪の認知件数についてでございますが、強盗などの凶悪犯が1件、暴行、傷害、脅迫、恐喝などのいわゆる粗暴犯と言われるものが5件、窃盗犯が28件、詐欺などの知能犯が3件、その他の犯罪が7件という合計44件となっております。1つ前の令和5年の1年間の犯罪認知件数につきましては、50件でございましたので、昨年と同じぐらいの認知件数になるのではないかなというように考えております。1点、窃盗犯の28件がちょっと突出しているように思いますが、これは自転車の盗難がほとんどでございます。認知ができてるものだけになりますが、認知件数がそのようになっています。

和気町では、備前署と連携をしながら各種事件の対応に当たっております。もちろん捜査の関係から、事件発生や事件の詳細について情報の共有ができないというものもございますが、窃盗や特殊詐欺などの事件が多発しているときには、備前警察署からもらった情報を基にしらせあい等で注意喚起の随時放送を流すなどをしながら対応に当たっています。今後につきましても、備前警察署と緊密に連携を取りながら安全・安心のまちづくりに向けて少しでも犯罪件数、犯罪を減らすことができるように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、2点目でございますが、防犯カメラの設置についてでございます。

防犯カメラの設置状況につきましては、平成24年度から設置を始めております。現在、和気駅周辺や町内の小学校、小・中学校の通学路などを中心に町内46か所に防犯カメラを設置いたしております。この設置場所の選定に当たりましては、小・中学校から人通りの少ない場所や、死角になる場所などに効果的な場所を推薦して

いただきまして、地元の区長や備前警察署と協議をしまして設置するという流れで事業を実施してきております。

議員がおっしゃれましたが、また昨年度から区長から区が設置する防犯カメラに対して町から補助金などの支援をしてもらえないかということがございまして、その要望にお応えをする形で防犯カメラの設置の補助制度を導入させていただいております。1年2か所という制限はございますが、現在4つの区に活用いただきまして、こちら合計8か所に防犯カメラを設置させていただいております。

町での防犯カメラの設置場所については、議員がおっしゃいますように、備前警察署とも協議をしながら、こういう場所にあったほうがいいのかということに進めてまいりたいというふうに考えておりますが、もうこの防犯カメラ自体は防犯につながるだけではなく、犯罪が発生した後の対応にも効果が非常に大きいものだというふうに考えておりますが、あまりそれが優先しますと、生活の中の監視的なことにもつながるという懸念もございまして、防犯カメラ自体の効果が最大限有効なものになるように、適切な位置に設置をして町民の皆様が安心して過ごすことができるように引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後の3点目でございます。

AEDに三角巾を入れるということでございますが、議員おっしゃいましたように、昨年6月にも同様の質問をいただいております。和気町で現在町の施設や学校施設など28施設に34台のAEDを設置いたしております。

町の主催行事やイベントで参加を募る機会も多いということもありまして、昨年東備消防組合から講師を派遣していただきまして、町の全職員を対象に6月に1回、7月に2回と、この3回のうちどこかに出席をしていただきたいということでAEDの使い方を含めます救命法の研修会を実施いたしたところでございます。

山田議員の御質問の三角巾の使用につきましては、確かに女性への配慮はもちろん必要であると考えておりますが、おっしゃいましたとおり、緊急を要する場合の使用という面では、実際に直接体に貼って使うということもあって、有事の際の緊迫した状況の中で使用に誤りがあるといけないということも同時に考えております。昨年の6月に質問いただきましたときから、実際に三角巾を入れているという自治体が増えてきているのは承知をいたしております。女性への配慮だけではなくて、AEDを使わない場合でも、その中にあれば骨折とか止血というようなものにも使用できるというふうにも三角巾はそうように使われるというふうなことで認識はいたしております。AEDの中に三角巾を入れる自治体は増えておりますが、大切な命を取り留めるためには、常備消防だけではなく誰もがAEDを正しく使えるようにするという、そういう認識を持っていただかなければいけないというふうに思っています。現在、AEDのボックスの中に三角巾を入れるということは、以上のことから慎重に少し考えていかないといけないというもので、前回と同様のようなお答えになりますが、そのような形で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 防犯カメラのほうの設置状況とかそういったところは承知をいたしましたが、昨今様々な犯罪が増えている中で、やはり防犯カメラでの映像提供というのはすごく大事なことでと思います、今までもそのように区であるとか小学校であるとか、そういったところの要望を聞いてされてきたとは思いますが、やはりいろいろ状況が変わっているということ、闇バイトとかでも本当に全国各地でいろんな想定してないような事件が起きているということは承知されていると思います。そういったところで、和気町全体を見たときに、こういうところに防犯カメラがあれば犯人を特定できるのではないかと、大きな幹線道路を通るとか、区の入り口でありますとか、そういったところで何かあったときにあれば有効ではないかということ警察の方にしっかり聞いていただいて、和気町内のそういった防犯上の防犯カメラの設置状況をやはり確認をしていただきたい

いと思うんです。やはり私たち一般の目ではなくて、警察というプロの目で見たときに、こういうところにあればいいんじゃないかっていうアドバイスをいただくというのはすごく大事なことでないかと思いますので、ぜひそういったところも取り組んでいただけたらと思います。ただ、警察に画像を提供する場合の手続きでありますとか、そういったところはスムーズに行えるようになっているのでしょうか。手続きに時間がかかりますと、早期の犯人確保に結びつかない可能性もございます。それが管理者が町であったり区であったりいろいろ様々あるかもしれませんが、有事の際にスムーズに警察に情報が提供できるような手続きが取れる、そういったことを周知徹底をしていただきたいと思いますと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。また、防犯カメラの画像、解像度が悪いと判別しにくいということも考えられますが、そのあたりはいかがでしょうか。

また、AEDについて、昨年と同じような答弁をいただいて、私はすごくがっかりしてるんですけども、本当に誤使用とは言われますが、実際に三角巾をAEDの中に入れていたときには三角巾を胸にかぶせて使用してくださいみたいな、そういった注意事項もちゃんと一緒に入っております。素肌に貼った上から三角巾をかぶせるということで、そんなに誤使用になるとはちょっと考えにくいと私は思っています。実際にそうやって蘇生をして気がついたときに自分がそういうふうにならされてると思ったら、やっぱりちょっと女性としては耐えられない、そういったものもございます。今まで、私もさっきずっと言いましたけれども、AEDに三角巾を入れることについて何でそんなにできないのかなと逆に思います、東備消防の方も、何でやらないんですかみたいな感じで言われておりました。

沖縄県的那覇市でオレンジ色の三角巾を使用してるんですけども、2枚で単価630円で購入している、そんなに高価なものではございません。町の公共施設だけでもそういったものを導入していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 御質問をいただきましたまず防犯カメラの件でございますが、カメラの画像につきましては、警察から提示を求められたときにはスムーズに提供ができるような仕組みになっておりますので、それは御協力できるかなと思います。まず、防犯カメラの設置というもののなんですが、防犯カメラというのは、設置をすることで監視されているということで犯罪をさせないというか、そういうふうなものでございます。その後、それがあったからこの事件が起きたんだけど、結果この人がこうやっているとかというふうなことがあるのはいわゆる監視カメラの部類になってきますので、防犯カメラというまずそれをつけることによって犯罪が未然に防げるというふうなことが防犯カメラの本当の意味ではないかなというふうに考えています。実際には、画像提供を求められたときには、警察の方であれば役場のほうではスムーズな提供をするようになっております。

それから、議員がおっしゃられた画像が悪いものが中にはございます。というのは、平成24年度から事業を実施してきたということもあって、そこからいうとはや10年以上が経過いたします。防犯カメラの機能も非常によくなってきておりまして、今現在のものと比較いたしますと、画像としては少しよくないということにもなるかと思います。古いもの、画像がよく確認できない、つけてる意味がないというようなものは、新しいものに更新していかなくちゃいけないかなというふうには考えています。

それから、もう一つ、場所につきましては、備前警察署とちょっと相談をしてみたいというふうに考えています。一般的に考えることと警察のようなプロの方からの視点を併せ持って、そのようなことをちょっと相談をしてみたいというふうに考えています。

そして、三角巾でございますが、常備消防さんがいわゆる私からするとプロということになるんですけども、その方はそういうことが当たり前でできるんですが、AEDを使う場合は身近で起こった方が基本的に使用されるのではないかなと。全く配慮しないということではなくて、人命救助のその行為の後にそういう配慮がな

いといけないというふうに思っています。ですので、三角巾を入れる入れないということよりは、服を着ているものかぶせてあげてもそういう役目が果たせるのではないかなというふうに考えています。ただ、AEDを使うという前に、AEDを使つてはいけない方もいらっしゃると思います。例えば呼吸が確認できたり脈が確認できたりする場合はAEDを使うべきではないということになっていますので、そういう判断をしなければならないということもございます。この方には使用してもいいのかな——妊婦さんでも使用ができますので——そういうところをまず知識として持っていただきながらやっていただく。そのために、今の救命講習ではあまりそういうことの配慮のことは言わないです。使い方の説明をする中で、研修会ではそういうことをあまり講習会の中で講師が言ってくれないんです。そのことも含めて、あとはAEDを実際に販売してる会社もその中に入れていただいてもいいのかなというふうには思いますが、それも現在されていない状況でもあります。実際には、そういうふうな知識を持って皆さんが取り組んでいただくことと併せ持って両方でかなえていかなきゃいけないものかなというふうに考えておりますので、もう少し研究をさせてください。すみません。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 私のほうからは、防犯カメラの設置についてでございます。

提案いただきました画像が悪い箇所、今室長が申し上げましたが、平成24年度から取り組んでいるということで、非常に重要な箇所にありながら画像がよくないといった事例も確認をいたしておりますので、こういったあたり改めて46か所の洗い出しをして更新に努めてまいりたいと思いますし、画像の提供につきましては、事例で申しますと、10月に発生しました死亡事故、これが土曜日の夕刻に発生したものだんですが、たまたま近くに防犯カメラがございまして、それが非常に画像がよかったということで、その後の捜査に非常に有効活用になったという事例もありますし、11月の傷害事件についても、場所は特定はされておりますが、そういった箇所について犯罪の抑止につながるようなことを改めて警察署と確認をしながら新規の箇所への設置に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 防犯カメラについて、しっかり警察と連携をして、古いものは換えていくということで答弁をいただきましたので、ぜひ町民の安心・安全な生活を守るためにしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

AEDの三角巾についてですが、消防の方はプロだと言われましたが、実際使うのは一般市民だと思うんですが、誰でも使えるように、音声でこのように貼ってください、こうしてください、離れてくださいとかいろいろ指示が出ます。三角巾も、そこに入れておけば、こういうふうに使ってくださいというふうに書いてあれば誰でもそのように使えると思います。服をかぶせてあげればいいって言われますけれども、夏Tシャツ1枚の人がTシャツを脱いでその人にかぶせるとか、上着を着てるときはそれを脱いでかぶせるとかはありますけれども、夏場の暑いときにそういったことができるのかどうか。また、三角巾とかがあれば、パッドを貼るところが汗でぬれてたりとかすると貼れませんので、そういった体を拭いて汗、水分を拭き取ってパッドを貼るということも考えられます。入れて特に支障がないのに、何でそんなに入れてもらえないのかなと私は本当にすごい残念なんですけれども、もうぜひそういったいろいろな取組をしているところがあるということも御承知していただいていると思いますので、ぜひ研究をしていただいて、私は一日も早く和気町のそういったAEDにも取り入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大きい2番の質問に移らせていただきます。

温暖化が進む中での子供の体育活動の実態について質問をいたします。

近年温暖化が進み、今年も大変暑い時期が長く続きました。子供たちの学校生活においても様々な影響があったのではないのでしょうか。

①温暖化により今年度の体育活動の実態はどうだったのでしょうか。命に関わる危険な暑さの中、十分な活動はできたのでしょうか。

②温暖化の影響でプール指導に支障はなかったでしょうか。

また、熱中症対策として、③体育館にエアコンなどを設置する考えはありますか。体育館の中もかなり暑くなり、その中で体育活動やその他集会などにおいても熱中症のリスクが高くなると考えます。瀬戸内市は、今年度中学校に可動式スポットクーラーを設置しており、来年度から小学校への導入も考えているようです。備前市も導入されるようです。和気町においてはエアコンなどの設置についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 山田議員からいただきました温暖化が進む中での子供の体育活動の実態はの御質問にお答えいたします。

1点目の温暖化による体育活動の実態ですが、運動する場合には入念な健康観察、適宜の休憩と水分補給、送風機の設置、日陰や保冷材の活用など、体育活動を安全に行うことができるよう各校の実態、実情に応じた対策を講じております。また、県教育庁保健体育課による通知を踏まえ、暑さ指数が31以上の場合、運動は原則中止にしておりますが、近年の猛暑により暑さ指数が31以上となったために体育活動を中止せざるを得ない状況も発生するようになりました。今年度は、6、7月の体育活動において中止や変更があった学校は3校、頻度が多い学校で1クラス週1回程度であったと把握しております。

2点目のプール指導についても同様であり、暑さ指数が31以上の場合に加え、屋外プールでは気温と水温の合計が65度以上、気温が35度以上である場合などを目安として中止することがあります。ただし、中学校では和気鶴飼谷温泉の屋内プールを利用していることから、プール指導への特段の支障は今のところ生じておりません。

以上のような現状を踏まえ、今後は物理的な対策はもとより、教育課程編成の工夫も必要であると考えております。夏期に行う活動の精選や活動時期、時間の工夫により、体育活動の中止や変更が回避できると考えます。さらに、小学校のプール指導については、プール設備の老朽化等に併せ、鶴飼谷温泉屋内プールの利用も、状況を十分に判断しながらはなりますが、検討していくことになろうかと思われま。

3点目の体育館へのエアコンの設置については、県主催の先進地視察に参加するなど、研究を続けてまいりました。また、先日文部科学大臣の会見で、避難所となる全国の学校体育館の空調設置に対する臨時特例交付金の支給について言及があったように、国の動きが活発化しております。町としましても、教育委員会と防災部局の連携の上で全国的な動向を注視しながら現在検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 学校の体育活動というのは、本当に年代に合わせた適切な体育活動、子供たちの心身の発達に大きく影響していくものであると思います。中止せざるを得ない状況があるというのは本当に承知をしておりますが、その活動の目的をいかに果たしていくかということで、来年度に向けてまたしっかりと考えていただきたいと思いますし、本当に子供たちの体の発達のためにもぜひ工夫をして取り組んでいけるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

プールの指導につきましても、泳げるということが目標の一つでもあるかもしれませんが、水に慣れて水難事故から身を守るための指導というのが最も大事ではないかと考えます。プール活動については天候に左右されやすく、授業時間の確保が難しいという問題もあるかと思っておりますので、先ほどもおっしゃられました和気鶴飼谷温泉の活用とか、本当に和気町にそういった施設があるというのはすごくいいことだなと思っておりますし、中学校では活用しているということですので、今の気候が本当に気温が高くなり過ぎて入れないとか、雨が降ったら

入れないとか、そういったこともありますので、せっかくある町内のそういった施設を利用するというのもしっかりと考えてやっていただけたらいいなというふうに考えております。

体育館のエアコン設置について、先ほどおっしゃられましたように、国のほうも臨時特例交付金を創設して整備のペースを2倍に加速するといったような答弁がございました。そういった体育館というのは学校施設であるとともに指定避難場所にもなっております。学校教育だけでなく、防災の視点からも体育館へのエアコン設置は必要ではないかと考えておりますので、国の動向等も踏まえながらしっかりと研究、検討をしていただきたいと思います。ただ、スポットクーラーというものは、和気町では取り入れてはいないのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 御質問ありがとうございます。

スポットクーラーの件については、直接は和気町では取り入れておりませんが、和気の武道館等には三、四台、町内の方が御寄附していただいたものを設置し、活用をさせていただいております。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ありがとうございます。

エアコンは設置するといってもすぐにすぐはできないと思います。ただ、来年度もやはり暑い夏が来るというのは予測されますので、そういった可動式のスポットクーラーを取り入れるということも考えたのかなと思います。備前市のほうでは導入するということで、スポットクーラーは涼しいだけではなく暖かい風も出るということで、卒業式に間に合うように備前市は導入するというふうにもお聞きをしております。和気町でも、エアコンを設置できればいいんですけども、その以前の対策としてスポットクーラーを導入することは考えられないのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

スポットクーラーの導入については今のところ考えてないんですけども、寒い冬に対しては大きいファンを現在購入しております、体育館等にも設置をして卒業式等を行っておる実情があります。

それで、先ほど来出ておりますエアコンの設置ですけども、先ほど担当課長のほうから答弁させていただいたように、国の流れ等もそういう流れでありますし、そういうものも踏まえて町長からもエアコンの設置に係る様々な要件あるいは課題等について検討するよう教育委員会のほうは指示を受けておりますので、現在関係各課と連携を取りながら具体的な検討を進めておるところであります。できるだけ早くそういった形でエアコン設置ができればとそう思いながら、いろいろ有利な国の補助事業等も見ながら前向きな検討を進めておるということで、御理解願えればと思います。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ありがとうございます。

町長からもそういった指示があるということで、積極的に和気町として体育館にエアコンを取り入れていくということで進んでいるというふうに理解をしておりますので、一日も早く本当に子供たちのために、また防災のそういった指定避難場所として町民のそういった場所の確保のためにもぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本当に気候が尋常じゃない気候で、これからますますどうなるのかなというふうに心配もしますが、そういった中でも本当に子供たちのそういった成長、勉強だったり、体育だったり、もうそういったところの目的が果たせるようにしっかりと私たちが考えて取り組んでいかないといけないというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山田浩子の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、１０時３０分まで暫時休憩とします。

午前１０時１３分 休憩

午前１０時３０分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

７番 居樹 豊君に質問を許可します。

７番 居樹君。

○７番（居樹 豊君） それでは、議長から許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

今回、私これは３問ということで、まず第１問目ですけども、１問目は危険空き家の対策についてということでございます。

これにつきましては、皆さん御承知のように、町内には空き家が増加をしております、近い将来発生が予想されます南海トラフ地震などの気象変動によります想定外の自然災害、この辺をどのように対処していくのかという考え方を全体的にお聞きしたいと思っております。特に倒壊リスクの高い危険空き家、これにつきましてはもう喫緊の課題ということで、安全上、防災上いろいろありますので、その辺のトータルの考え方をお聞きしたいと思っております。

具体的には、まず１番目に、空き家の現状把握ということと、それから２点目、解体に当たっての公的補助とございますか。

それから、３点目は、現状の課題と今後の対応ということで、それについての答弁をお願いしたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

居樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の空き家の現状をどこまで把握しているかについてでございますが、令和４年度に行いました和気町空き家等実態調査では、町内９８６戸の空き家があることを確認しておるところでございます。調査は目視調査によりまして行いました。対象建物の全体的な傷み具合からそれぞれ５段階のランクづけを行い、場所や写真を台帳保存しておるところでございます。

次に、２点目の解体に当たっての公費補助は考えているかについてでございますが、現在和気町空き家等対策協議会を立ち上げまして、令和５年１２月に改正されました空家等対策の推進に関する特別措置法に対応した空家等対策計画を策定中でございます。計画策定後、令和７年度中に空き家の解体、除却に対する補助金交付要綱の策定を行う予定といたしておるところでございます。

補助金の対象につきましては、他の自治体におきましても一定の基準に達するものに対してのところが多く、和気町でも特定空家等の基準に達したもので検討しているところでございます。

次に、３点目の現状の課題と今後の対応はどのように行っていくかについてでございますが、全国的に空き家の軒数は増えており、和気町でも増加傾向にございます。周辺へ影響を及ぼします空き家等につきましては、所有者へ文書を送付するなど適正な対応を求めているところでございます。しかしながら、土地所有者が亡くなられてから長期間にわたりまして相続が行われてないケースや、地権者が県外等へ転出し地元との関係が希薄なケース等も見受けられ、対応が困難な場合も増えておるところで、大変苦慮しているのが現状でございます。今後は和気町空家等対策計画を策定いたしまして、物件の相続が明確になり、特定空家等に認定されれば、今まで対応していなかった補助金制度の活用や税金の適用除外等も行っていけるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 以上、全体的に御答弁をいただきましたけれども、御承知のように、空き家、特に危険空き家といいますか、これは社会問題として大きな問題でございます、現状皆さん認識はしておりますけれども。それで、今答弁がありました令和4年の実施ということで、最近の状況というのは今日あえてここでは聞きませんけれども、最近の情報といいますか、現状を十分に把握をしながら具体的な対策を練っていただきたいということで。

それから、これについては先ほどの空家法じゃありませんけれども、公的補助といいますか、解体に当たっての、そういうことも今答弁がありましたような形で検討されとるということでございますので、ぜひとも早急にこの辺の対応を図っていただきたいということでございます。

それで、この問題は全体的に、今担当部長が言うたようなことでございますけれども、総括的にこれは社会問題として大きな問題ですので、ぜひとも町長がどういう考え方をされとるのかということを答弁をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 空き家につきましては、全国的にも深刻な問題になってきていると認識をしています。全国的に住居目的のない空き家がこの20年間では約1.9倍に増加をしたというような報告もございます。和気町においても、当然このような空き家対策は喫緊の課題になってきています。先ほど986というふうな数字も報告させていただきましたけれども、この2年間で恐らくまだ数件は増えているだろうというような認識でございます。

本町としましては、先ほど担当部長が申し上げましたとおり、現在、昨年2023年12月に改正をされました空家等対策の推進に関する特別措置法に対応した和気町の空家等対策計画というものを策定中でございます。より効果的な対応ができるよう町といたしましてもしっかりと取り組んでいきたいと考えていますので、今後とも御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 町長のほうから総括答弁ということでございますが、いずれにしてもこれは共通認識ということで、あとはもう町のほうで今度の新しい計画策定、これをぜひとも早く急いでいただいて、それから公的補助、この辺ももう一部他の自治体もやれとるということも聞いておりますので、その辺を含めて万全の策を取っていただきたいということで、1問目につきましては終わりたいと思います。

それでは、2問目に入らせていただきます。

まず、2問目の質問は、耕作放棄地の対策強化についてということで、これは私も昨年の3月にもこの件については一度質問させていただきましたけれども、いずれにしても町内は、放棄地は散見されますけれども、特に大きく目立つところはこの近辺で言えば大田原地区のあの一帯の幹線の横ですね。それから、藤野、吉田の辺のあの辺の一帯が特に、いろいろほかにもありますけれども、大きくよく目立つといいますか、誰を見てもそういう現状の中で、何とかこれあまり進捗といいますか、そういう感じが見てとれますので、あえて私は今回質問ということでございます。

いずれにしても、和気町の場合は米作りを中心とした中山間農地でございます。農家の現状というものは、高齢化なり後継者不足等によって深刻な問題に直面をしとるということは皆様御承知のとおりだと思います。耕作放棄地は自然環境を損なうだけでなく、有害鳥獣、これのすみか、それから近隣農家だけじゃなしに、農家以外の住宅にも影響といいますか、そういうことがありますので、ぜひともこの辺は町のほうもいろいろ聞かれとると思いますけれども、正直言って対応がなかなか進んでないのかなというのが素直な印象ですけども、具

体的に答弁の中でやっとなるということはもちろん言われるんでしょうけども、これでこのタイトル中に私があえて対策強化と書いとる意味が、皆さん、今町のほうは産業振興を中心にされてますけども、要は対策の強化というこのたったの二文字ですけども、これが質問の趣旨でございます。やっとなりますということは私はもう知っておりますけども、そういう中身を具体的に強化ということを念頭に置きながら答えていただきたいというのが本心でございます。

それで、具体的には、まず放棄地の推移、それから地権者に対する文書通知の問題です。それから、3つ目は、今後の対応。この辺の大きな趣旨として、3点を中心に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

居樹議員の耕作放棄地の対策強化についての御質問にお答えいたします。

1点目の耕作放棄地の推移と進捗状況はどうなっているかについてですが、町内の農地面積約1,200ヘクタールのうち耕作放棄地の面積は、平成23年度の放棄地の全体調査では172ヘクタール、令和5年度では205ヘクタールであり、33ヘクタールの増積となっております。本町といたしましては、地域へ自走草刈り機の貸出事業や耕作放棄地に苗木等を植栽する事業など、耕作放棄地の削減に取り組んでおりますが、年々微増ではありますが、増加傾向にあります。

2点目の地権者に対する文書通知等の指導はどう行っているのかについてでございますが、地域から耕作放棄地等の苦情等が寄せられた際には、まず地元の区長や農業委員等と相談させていただきます。地元での対応が可能であれば、地元に対応をお願いいたしますが、所有者が県外移住者などで地元での対応が困難な場合につきましては、農業委員会事務局が農地所有者もしくは管理者に指導文書を発送しています。また、農地パトロールにおいて新規に発生した耕作放棄地等につきましても、農業委員会事務局が農地所有者もしくは管理者に指導文書を発送しております。

3点目の今後の対応はどのようにしていく考えかでございますが、耕作放棄地につきましては、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業などを活用させていただきながら取り組んでおりますが、今後は農家の高齢化等による経営縮小や離農により農地や農業経営の継承が進まず耕作放棄地の面積はますます増加するものと推測しております。今後の対応につきましては、地域の農地を残すためまた農業を継続させるためなど、将来の農業の環境づくりとしまして、現在全国的に進められております地域計画の策定に取り組みます。地域へ出向き、地域の特性や課題また農業者の営農意欲などを聞かせていただきながら、持続可能な農業経営につながる環境整備に努め、耕作放棄地を増やさない農業施策を総合的に推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、課長から答弁がありましたように、一通りされとることは皆さんも御承知のとおりでございます。ただ、これ先ほどの数字でもありましたけども、今現在多少データベースとかは古いのかも分かりませんが、少しずつ増えてるということですけども、今後は先ほど言いましたように高齢化とか後継ぎといますか、そういうことでこれからもっとも増えてくると思います。ですから、ただ単なる放棄地の対策ということでやられとるというのは承知しておりますけども、もっと例えば関係機関の農業委員会なんかの意思疎通といいますか、連携といますか、その辺も農業委員会の中では耕作放棄地の解消とかという大きな項目がございますけども、その辺はやっとなかというたらやられとんだけども、私が言っとなるのは、やっとなる中身がやっぱり問題であって、従来から役所としてやっぱり努力はされるんだけど、具体的に解消するために少しでも、例えば目標値なんか数字を持ってやっとなるかどうか。やっぱりただ単に通常やっってますというんじゃないし、例えば5年計画で耕作放棄地面積を何%減らそうと、そういうふうな具体的な数値目標を持ってやっ

るのかというようなことが気になるところでございます。その辺の具体的な施策といいますか、強化に当たっては、もう少し強化という部分で何か特にこういうことを強くやりたいんだというのがありますれば、また課長、一言お願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） ありがとうございます。

まだ目標値であつたりとか、そういった具体的なところをにつきましては、今後の課題として対策につなげていきたいというふうに思っております。

この耕作放棄地の対策に取り組む上で、先ほど言われました農業委員会との連携については必須であるというふうに思っております。今後も連携を密にさせていただきながら削減に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それで、今農業委員会との連携ということで、これは定期的にやられとんですけども、具体的にそういう一つ話題として耕作放棄地問題に絞って委員会をすとか、何かそういうことを特段力を入れてやっていくというような形が私としては、ただ一般的な農業委員会の定例のじゃなしに、少しターゲットを、特にやっぱり農作でいいものを作ろうというでも、まず優良土地といいますか、耕作できる土地じゃないと、放棄地じゃ何しようにもできんので、そういうことを大前提でやっぱり具体的なことを、農業委員会であればそういうことひとつ焦点を絞って議論すとかということをめり張りつけた形で、ただ単なる平均的なんじゃなしに。

それからもう一つ、前回も私、令和5年3月に言いましたけども、和気町の中では働地区でいわゆる草刈り隊といいますか、そういうこともされて、8人ぐらいで、これは地元の人の協力者がおったからでしょうけど、地権者、それから地権者だけでも今は和気にはおらんけどもということで、寄ってみんなで草刈りをすると。やっぱりああいう草刈りは、今機械の話もありましたけども、一般的な私らの田んぼであれば大体草刈り機でやっぱりある程度きめ細かくということをしないと、機械でというのは、産業振興課で今答えを言われたけども、そういう一般的な場所であればともかく、個々の田んぼというたらやっぱり草刈り機でしないと、それで今あそこの働地区では草刈り隊というのを、去年の3月も言うたと思いますけども、これはもうできれば草刈りは、機械を買った、それもいいんですけども、やっぱり地元の区長とかいわゆる農家を中心に、そういうアプローチといいますか、町としてやっぱりその辺の個々の進め、いい事例があれば、特に個別に言うたらおかしいですけども、石野さんという方がやられてますけども、参考意見としてこれは聞く価値があると思いますんで、ぜひ機会があったらそれを聞いて、施策に生かせるということで、もう具体的な策じゃないと、抽象的な策では駄目なんで、具体的に何をというところをこの問題はしないと一向に解決しないと思います。それが私の言いたいところで、少しでも何とかこれだけの土地を、特に和気の場合は中山間地の米作りの代表ですから、そういうことを含めて、いろんな施策があるのは承知しておりますけども、基本のまず足元から、耕作放棄地はこれはほっといたんでは農業政策やつとりますと言うても、人が見れば和気町のあの放棄地はどうなんと言われたんではちょっと二の返事もできんので、まずはやっぱりその辺から、足元から解消していくということを少しこれを機会に、また関係機関等もありますし、どういうやり方がいいのかというのは私も具体的な案は出ませんけども。

あとそれから、今後としては、これは私の思いつきかも分かりませんが、和気町には土木関係の業者がおられますけども、あの方やこうは町道やいろんな草刈りなんかをやってますわね。そういうことも土木の方に、農家のそういうことも含めてそういうことも、ある備前市の例で言えば、備前市はある土木関係の人がもう何町歩とかを請け負ってやつとるというのも事前に聞いております。そういうことを含めてやっぱり後継者が、この問題はなかなか一発で解決できませんので、だからその辺を含めて検討されて、やっぱり一にも二にも力を入れ

ていただきたいというのが私の本旨でございます。

そういう面で、この問題は、副町長、これ大きな問題ですけども、具体的に今回も課長のほうからきちっとしたことをやっとりましますというのはもちろん、それは皆さん御承知ですけども、具体的にこうだということを少し本気で検討していくということで、これはもう一年か2年したら、また私は後フォローで、やっぱり自分で言ったことですからきちっとある程度前進した形が見たいということです。努力されとるということはもう皆さんよく分かって言よんですけども、それでいいんじゃないということにならんで、現実的にはやっぱり一歩でも二歩でも前へ進めにゃいかんで、特に放棄地は目に見える形で実行をやれば答えが出るはずなんですわ。そういう意味で、副町長、最後に町としてどういうように考えるかということを見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 耕作放棄地の問題は本当に、以前から議員からいろんな御意見をいただき、町としてどのような取組が必要かというのを考えておりますが、なかなか厳しい状況であります。ただ、耕作放棄地の拡大を防ぐということがまず必要だと考えてます。遊休農地の活用促進を図ることも考えていかないといけない。もう拡大を広げないと、耕作放棄地の。まず、そこから取り組む必要があると考えております。耕作放棄地は1年以上放棄された土地であります。それから、遊休農地はそこまでの農地ではなく、現在使われていないが、今度耕作することは可能な土地を遊休農地といいます。そのためには、規模が小さい農地であっても、適用可能な農業モデル、例えば有機農業、それから高付加価値の作物を栽培したりするような取組が必要と考えております。

先ほど課長の答弁にありました、これから地域計画を策定する過程における地元の聞き取りの中から見えてくる具体的な地域課題を見つけ、地域特性に応じた柔軟な利用計画を考えていかないといけないと考えております。販売農家の農業経営体が少なくなって、土地持ちの非農家が多い地域における遊休農地の把握をまず行って、行政、地元住民、それから移住者を含めた外部からの新しい人材の協力を求めて、遊休農地から耕作放棄地にならない取組を構築する必要があると考えております。大変なことですけども、取りあえず耕作放棄地を増やさない、拡大させないという取組を今後やりたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 副町長から力強く述べられましたけども、いずれにしても、これ冒頭言いましたけども、和気町はもう本当に中山間地に囲まれたいわゆる米作りというのが基本の小さな町です。1万3,000人の町ですから、やはり和気町の産業振興を中心にした農業施策、農政にやっぱりもっと力を、軸足を置いてほしいというのが、今やってないということじゃございません、それにもう少し力を、軸足をもっともっと農業にやってほしいということが言いたいことでございます。あとの個々の施策については、これは担当部署それぞれですけども、やはり一つ一つをもう少し確実に、例えば農業委員会であればただ農業委員会のさらった議論じゃなしに、具体的にもっとと言いましたけども、そういう形で具体策でそれぞれ議論していかないと、多分これほっとしたらこのままずるずると行くんじゃないかなというのが危惧されます。そういう面で、努力してもなかなか難しい部分は、これ農政というのは国がやってもなかなかで、一番頭が痛い問題かも分かりませんが、我が町の繁栄というのはやっぱりこれが一番和気町にとってみれば特色のあるこれを生かすためには、ぜひとも施策の強化が好まれますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に最後に3点目ですけども、新たな観光振興などによる町の活性化についてということでございます。

人口減少によります本町の活性化、これは今さら申し上げるまでもなく大きな課題でございます。和気町の場合は、皆さん御承知のように、自然環境に恵まれております。あと、いろんな交通環境から通信環境、確かにいろんな人が言われますけども、和気町の場合はそういう条件的には恵まれとるなというのが一般的な答えでござい

います。しかしあとは、これを生かすためには、やっぱり和気町の特色ある自然環境、和気町の地域資源、こういうものがいまだ不十分ではないかなということでございます。観光というのは、いろんな面でこれからの交流人口の増ということで、様々な施策がありますけども、私は個人的には観光をはじめとした交流人口の増というのがこれは大きな柱になっていいかなと。もちろんいろんな和気町の魅力化の中では、いろんな方策、福祉関係とかいろいろありますけども、やはり観光ということにもう少し着目してもいいかなということでございます、そういう観点から質問をさせていただいてるわけでございます。

まず1つ目には、観光イベントの見直しということで、見直しは今大きな観光イベントがございますけども、それぞれ大きなイベントは当然終わった後見直し、反省会がありましょうけども、これで私が言いたいのは、反省は必ずやるんですよね、総括は、ただどこまでというのが問題でございます。本当に一年一年の積み重ねがあるのか、それとも同じことを繰り返しやっているのかというようなことを含めて、どこまでどういうというそういう掘り下げた反省といいますか、検討、これがやっぱり仕事の中では大事やと思っておりますので、その辺で答え願いたいと思います。

それから2つ目は、過去にあった観光プログラム、これの動向です。

それから3つ目は、新たな企画。やはり今まで和気町の場合は、大きなイベントとしては、最近ちょっと見たんですけど、このガイドブックにも和気町の二大イベントということで、私のこれも余談ですけども、四大イベントにしていきたいと思いますというのが、春と夏と秋と冬というようなことを含めて、やっぱり四大イベントというのを何とか、従来先輩がつくってくださったことを一生懸命皆さんやられとんじゃけども、やっぱり新たな企画も必要かなということで、ちまたであれすると和気町の場合ちょっと面白みというんか、そういう遊びといいますか、そういう活気がねえんじゃねえかなというようなことをよく耳にします。そういう意味で、新たな企画といいますか、私も具体的にこれがというのはありませんけども、一般の町民の方も和気町のそういうイベントを通じたにぎわい、そういうところが弱いかないということでございます。皆さん御承知のように、今イベントがありますけども、春夏秋冬で春の藤まつりから夏場の和文字ということで、秋が、最近やりましたけども、ふるさとまつり、これが今年もかなり盛大にやってますんで、これを何とか大きな秋の柱にしてもらいたいなということでございます。町内企画から、少し町内外に大きくそれはあくまでPRなんかしながら、駐車場も完備しながらということで、これを秋のイベントにと。もちろんりんご祭りというスポットもありますけども、特にふるさとまつりというのを私も毎年行ってみて、これ大きなイベントになりつつあるんで、私も担当部局にも話をしておりますけども、少し今年の反省をしながら、来年に向けて少し大きなイベントにということで一大イベントにしていくようにしてほしいなということでございます。これが新企画の話でございます。

それから、4つ目のこれは、耕作放棄地と結局産業振興課の関係になりますけども、これは2番、3番、耕作放棄地、農業問題と観光問題、これは大きな事業の柱なんですけども、これ今回も2番、3番が続きましたけども、その業務の推進体制というのは、観光だけじゃなしに農業問題を含めてもう少し事業場に対する組織体制といいますか、新体制といいますか、町のほうは適正な人員配置をとるともちろん言われますけど、私らはもう中身は分からん、外から見たときに、どう見てもちょっと産業振興という大きな農業の柱をより本気でやるためには、この体制ではなかなか厳しいかなということを思っております。そういう意味で、体制強化ということ、総括的に、全体的に答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

私からは、居樹議員の新たな観光振興などによる町の活性化についての御質問の要旨①から③についてお答えいたします。

1点目の観光イベントの見直しはどこまで行っているのかについてでございますが、現在藤まつりそれから和

文字焼きまつり、和気町ふるさとまつり、りんご祭りなど、観光イベントにつきましては毎年イベント終了後に反省点などを整理しまして、次年度において改善を行うようにしております。しかしながら、渋滞対策などの課題もまだ多く残っており、人手不足や物価高騰など新たな課題も出てきております。また、コロナ禍を経て、なかなか従来どおりの体制では運営が困難となってきた状況もございます。今後も創意工夫を重ね、町民に親しまれているこれらのイベントの継続及び充実を図っていきたいと考えております。

次に、2点目の観光プログラムはどうなっているかについてでございますが、これにつきましては令和元年度にお勧めの観光コースとしまして、アウトドアと健康をテーマにした観光プログラムを策定し進めてまいりました。内容としましては、片鉄ロマン街道のサイクリングや、自然保護センターでのウォーキングを楽しんでもらい、夜は和気鶴飼谷温泉で食事と入浴を楽しんでもらうというもので、参加有料のツアーを実施しております。しかしながら、令和2年度のコロナ禍を経て、団体旅行の減少それから個人、家族旅行の増加が見られるようになっております。

今後の方針としましては、以前のプログラムにはあまり固執することなく、季節に応じたイベントなどを絡めたモデルコースや和気町の自然を生かしたアウトドア体験などを紹介する取組を進めてまいりたいと考えます。

次に、3点目の新たな企画についての考えはあるかについてですが、和気町には益原多目的公園や、和気美しい森、和気鶴飼谷温泉など多くの観光施設がございます。これらの施設を積極的に活用する企画をぜひ考えてまいりたいと思っております。また、併せて既存の観光イベントにおきましても、満足度が高い企画や現在の課題解決に向けた検討を踏まえまして、魅力あるものをつくり上げることで交流人口を増やし、町の魅力発信またPRに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） それでは、私からは4点目の業務の推進体制を強化する必要があるかの御質問についてお答えします。

議員から御提案いただきました観光業務に特化した組織体制の強化につきましては、非常に重要な課題であると認識いたしております。しかしながら、現状では役場全体の職員数が限られていることや他の業務とのバランスを考慮する必要があるため、即座に新たな組織体制を構築することは困難であるのが実情でございます。ただし、観光業務は和気町の地域振興において重要な位置を占めるものであり、現体制の中で可能な限り推進していく方針でございます。現行体制の中で観光業務の優先順位を明確にし、重要施策に資源を集中させることで、効果的な推進を図ってまいります。民間事業者や観光協会、ボランティア団体との連携を強化し、役場単独では対応が難しい部分を補完する仕組みを構築したいと考えております。観光情報の発信や管理を効率化するために、デジタルツールやSNSの活用を拡大し、少ない資源、リソースで最大の効果を上げる方法を模索してまいります。将来的に財源や人員の状況が改善した場合には、観光業務に特化した組織体制の整備を再度検討してまいりたいと考えております。議員の御指摘を真摯に受け止めつつ、現状で可能な限り効果的な観光振興策を推進し、和気町の魅力を広く発信していきたいと考えております。今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 副町長からは、推進体制ということで、これは時間の関係もありますんで、これ町長にお聞きしませんけども、一つ新しい企画ということで、ただ単なる新しいのをやれというのはいかなので、私の私見といいますか、春、夏、秋、冬と春夏秋冬で、秋の話は私今しましたけども、既存のふるさとまつりをボリュームアップということで、冬はないんですけども、私以前した話ですけど、温泉の社員なんかも今日見えてますけども、あそこの温泉が冬場の温泉としては、夏場の昔は8月いっぱいあれがあったんですけども、冬場の2月

なんかには、私個人的には和気鶴飼谷温泉祭りということで、一日その日は温泉を全面開放とか、そういうふうなことをしながらあそこへ人が寄るようにするというようなことも、新しい企画としてはどうかと、春夏秋冬ということで。あとそれから、観光その他では、和気町の資源といいますか、吉井川というあの立派な環境、あそこはB&Gがございすけども、以前も言いました、あそこのあれをもう少し、今和気町にはインストラクターが4人か5人若い人がおられますけども、3か月、1か月といろいろ研修に行きながら、その方面は夏場にちょこちょこっとやってますけども、その辺もありますので、そういうことも踏まえてもう少し観光のいろんな意見を集約しながら今後に生かしていただきたいということで、個別案件のことを言わせていただきまして、あと推進体制のほうはもうぜひ、これ産業振興には関わらんけども、ただ私は産業振興が特に、先ほど言いましたけど、農業と観光という大きな柱を2つ持って、なかなかこれはしんどい、皆さん優秀な人ばかりじゃけども。そういうことで、それは町長、副町長、トップのほうで管理体制なんかも、新体制というのを、これは管理運営事項で私らは人事のことは言えませんが、その辺を含めてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（当瀬万享君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

次に、6番 山本 稔君は質問者席へ移動してください。

6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは3問ですが、まず最初の学校給食無料化実現はできないかということでお聞きしたいと思います。

今日、子育て応援として給食費の無償化が国でも考えられて実現化しようとしております。それに先立ってですが、自治体によってはもう始まっているところも数多くあります。前に同僚議員がお聞きして、無償化をしてはどうかという質問がありましたが、そのときには全面無償化についてはコストがかかるということで現在は考えていないというようなことでございましたが、私は、3年前議会で通らなかったんですが、佐伯の給食の調理場、そこと本荘の調理場を合併して1つにするという案が出ておりました。これによって大分コストが浮いて給食費の無償化のほうに持っていければ、かなりもう無償化は前にできたんじゃないかと思っております。

そこで、お聞きしたいんですが、現在の給食に係る経費は幾らで、町の補助、今第2子、第3子については50%とか無償というような補助が出ていると思います、その補助は幾らか。また、それで佐伯調理場の経費が今どのくらいかかっているのか、そこら辺を聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

山本議員からの学校給食費無料化実現はできないかという御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在給食に係る経費は幾らで、町の補助は幾らなのかという御質問でございすが、学校給食法という法律がございまして、そちらのほうでは給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、人件費等給食の運営に要する経費は設置者が負担することというふうになってございす。本町では3つの調理場を運営しておりまして、令和6年度の当初予算ベースでは3つで1億3,476万1,000円を計上いたしております。このうち、食材費の高騰分補助金というのがございまして、それが447万6,000円、こちらを除きまして1億3,028万5,000円、この額が町の負担する運営に係る経費というふうに考えていただきたいというふうに思います。食材に係る費用は、3小学校、2中学校、延べ約15万8,000食予定をしておりまして、小学生は1食当たり315円、中学生は1食当たり375円かかっております。食材費高騰に係る町の経費による補助がございす。1食につき小学生が25円、中学生が35円を実施をしておりまして、食材費が高騰いたしましても保護者負担は従来どおりの1食当たり小学生で290円、中学生は340円ということにしております。

す。そのほかにも、補助事業といたしましては、多子世帯に対し、第2子は半額、第3子以降全額を補助するという制度が本町にはございまして、令和6年度予算では1,341万円を計上いたしております。

それから、2点目の佐伯調理場の経費は幾らかということでございますが、先ほどの3つの調理場運営に係る経費1億3,028万5,000円のうち、令和6年度予算では佐伯学校給食共同調理場分ということで2,255万5,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

まず、3調理場全体で1億3,000万円、佐伯調理場だけでは2,300万円ほどかかっているということでございます。

そして、補助金はいろいろあるんですが、その合計が知りたかったんですが、大体年間で3調理場で1億3,000万円町のほうから出ているわけですが、保護者に負担していただく分はどのくらいなのか聞かなかったんで、そこら辺ちょっと教えていただきたいんですが。何を言いたいかといいますと、2子、3子に補助をして、その後どのくらい3調理場の経費を保護者が負担しないといけないのか——差額ですよ——全体に係る料金それから保護者が負担する料金の差額はどのくらいかかっているのか。それで、佐伯調理場の料金を差し引くというんか、それを加えると、ゼロではないとは思いますが、大分町全体としてはかかる経費が少なくなると。これでいきますと、佐伯調理場1個減ると1億円ぐらいにはなると思います。現在の補助をしている金額がこれでいきますと3,000万円ぐらい、ちょっと詳しいことは分かりませんがそのくらいになって、あと残りが7,000万円ぐらいですか、そのぐらいになると思います。そしたら、その分を町の経費のほうで出していけばそんなに大変な額ではないと思います。そして、国のほうが、予測ですが、これから無償化について補助金を出すということに決まってくれば、その経費も長年払わなくてもやっていけるんじゃないかと思いますので、ちょっとでも早く給食費無償化ができないか、本気で取り組んでほしいと思っておりますので、そこら辺のお考えを町長なり、教育長なりにお聞かせいただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

先ほどはすみません。ちょっと早口で言ってしまいましたので、もう一度申し上げますが、まず町の補助です。御紹介したのは2つあります。1つは多子世帯の給食費補助ということで1,341万円を令和6年度の当初予算で計上いたしております。それからもう一つは、食材費の価格高騰に係る補助ということで447万6,000円、大体この2つを合わせますと1,790万円ぐらいの補助を本町としては用意しております。

それから、保護者の負担なんですが、先ほど御答弁の中で、小学生では価格は高騰しても1食当たり290円保護者の方には負担していただいております。同じように中学生では340円の御負担をしていただいております。合計で15万8,000食を予定しておりますので、保護者の負担は合計いたしますと、徴収する負担ですが、予算では4,840万8,000円程度になろうかというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

山本議員から給食費の無償化についての御質問をいただいております。その中で佐伯調理場の統合についての御質問もいただきました。それも含めて、給食費の無償化についての教育委員会としての考えを御説明させていただきます。御答弁とさせていただけたらと思っております。

佐伯調理場の統合につきましては、議員も先ほどお話しになられておりましたとおり、皆様も御存じのとおり、以前議会で御判断をいただきまして、その結果を受けて佐伯調理場の工事、修繕、備品購入等を進めてきて

おる現状がございます。また、本年度から給食の受配校の構成についても、これも昨年議会のほうにも御相談をさせていただいて、新たな構成でスタートしておる現状でございます。したがって、教育委員会としましては、当分の間は現状のままの体制で給食を受配していきたいと考えております。

ただし、皆さんも御存じのとおり、現在佐伯地域の小・中学校の今後の在り方検討委員会を立ち上げ、教育環境整備について検討をしておりますので、まずは佐伯地域の学校の在り方について結論を得る、それが先ではないかなと考えております。ただ、学校給食の無償化につきましては、保護者の経済的な負担の軽減あるいは子育て支援の面から見ても大変有意義な取組であると考えております。全国の自治体の約3割が完全無償化をしておるというような状況もあります。しかし、無償化には、先ほど次長のほうからも答弁いたしましたように、大きな財源が必須となりますので、県内各自治体、特に近隣市町の動向も見ながら町長をはじめ関係各課と今後協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 教育長のほうから基本的な考え方については答弁させていただきました。私のほうからはもう少しちょっと突っ込んで答弁させていただきたいと思っておりますけれども、調理場の統廃合ですか、それについては教育長が申したとおりで、現在考えていないということでございますけれども、近年食材費が高騰しております、今後完全無償化をしていくとなると、現在約5,400万円ちょっとぐらいが必要かなというような試算が出ています。私もそれは教育次長のほうからその報告を受けているところですが、今現在岡山県の町村会として、県の市長会とも合同で県議会議長宛てに学校給食の無償化のための財源の確保等を求める意見書の提出を国のほうに提出してほしいというようなことも要請をしています。先般閣議決定をされました国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金というのが閣議決定をされていまして、その中の推奨メニューの中に小・中学校における学校給食費の支援というものを上げられておりまして、和気町にも応分の交付金が下りるということになっています。各市町もこうした交付金を活用しながら、学校給食の無償化をしているという事例もございますので、和気町としてもそのお金を活用させていただけたらどうかというようなことを私今個人的には考えています。県内で完全無償化をしているのが6市町でございますけれども、和気町もそうした方向で検討できたらいいかなというふうには思っていますが、まだ具体的にはなっていないので、そのように私個人としては考えているということで御了承いただけたらと思います。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 和気町は、こどもまんなか支援室もつくって、子供の育て方等に関心を寄せて、子育て世代を呼び込むというような施策を取っていると私は考えておりますので、そこら辺の意味でも給食費の無償化はぜひともやるべき問題だと思っておりますので、これについてもっと早急に取り組んでいただきたいと思っております。

佐伯の調理場につきましても、町のコスト削減のためには絶対するべきだと私は思っておりますので、そこら辺の考えもまたお願いしたいと思います。

それでは、次に町主催のイベントスケジュールと宣伝は今の状態でいいのかということで、スケジュールの立て方とかはいいのかということでお聞きしたいと思います。

本年、イベントが重なったり会議が重なったりしております。庁舎内でスケジュールの管理、把握はできているのでしょうか。そして、PRと宣伝ですが、年間スケジュールが分かっていると思いますので、急にイベントをするということは多分ないと思います。そこで、どのぐらい前からPRを始めたらいいかとか、それからPRはどういうPRがいいのかということを皆さんで共有されてそういうことを推し進めているのか、そこら辺のこ

とをお聞きしたいと思っております。

そして、来場者の予想それから駐車場の確保、こういうところはちょっと問題があるのではないかと思っております。今までも藤まつりでは渋滞が発生し近隣の人に迷惑をかけているということがあります。私は佐伯地域では、りんご祭りのときに佐伯庁舎からピストン輸送でバスでりんご祭りの会場まで送っていったことがあります。藤まつりもそういうことを考えたらどうかと常々思っておりましたが、一向に取り組む様子はありません、試験的にやることもない。それから、ふるさとまつりもこの前行われましたが、ふるさとまつりでも駐車場、旧和気小学校はすごい狭いです、入り口、そしてなかなか入り組んでいて分からない、そういうところに駐車場をつくって呼び込むというのはちょっと難しいのではないかと思います。吉井川の河川敷は今増水時期ではないので使えると思いますので、吉井川の河川敷に駐車場をつくって、そこから臨時バスを出してイベント会場まで連れてきてはどうでしょうか。そこら辺のことも考えていただきたいと思っております。来場者の予想は、大体は立てていらっしゃるのか、そこら辺のこともしっかりと聞きたいので、イベント別にどのくらいの規模でやるんか、そういうようなことをお聞きしたいと思います。そこら辺よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼します。

それでは、私のほうからは、町主催イベントスケジュールの立て方、特にイベントが重なったり会議と重なっているという御指摘がございましたので、その内容についてお答えさせていただきたいと思えます。

議員御指摘のとおり、今年度においてイベントや会議が重なった事例が発生いたしております。特に町の施策に関する協議を行う会議において期日と開催時間が重なり、両方の会議で委嘱職員として参加をお願いしている方には大変御迷惑をおかけしましたことを改めて陳謝申し上げたいと思えます。また、町主催のイベント等は、町の魅力の発信や交流人口の増加など町にとって重要な目的の下開催いたしており、そのためイベントの目的を達成するためにはより多くの方々に参加していただくことが重要であると認識もしておりますが、開催日時が重なると皆様のイベントへの参加機会が奪われてしまい、イベントの開催による目的の達成度や費用対効果が低下する結果が生じるおそれも想定されております。イベント等の重複には、この時期でないとできないといった理由がある場合や、先般開催されましたふるさとまつり、ウォーキング大会、ロードレース大会など、重複したほうがより効果的なイベントもございますが、意図せずイベントや会議が重なるといった状況に至った要因といたしましては、議員御指摘のとおり、庁舎内での情報共有が不十分だったということも認識いたしております。こういった事態を改善するために、このたび庁舎内でイベント等の日程を共有できる仕組みづくりを整備しております。各部署でイベントや会議がある場合には、調整用の様式に該当する日にちに内容、開催時間、場所等を記載し、庁内に周知するとともに、重なる場合には関係部署で協議し重複しないように指示したところでもあります。今後は、庁舎内でのイベント等のスケジュールの共有を徹底して会議の重複がないように努めるとともに、イベントではより多くの方に参加していただける環境を整え、多くの皆さんに楽しんでいただけるよう努めてまいりたいと思えますので、御理解よろしく願いたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

私からは、②と③の御質問についてお答えいたします。

まず、イベントのPRや宣伝は今のままでいいのかについてでございますが、観光イベントなどのPRや、宣伝方法につきましては、チラシやホームページ、告知放送、新聞、テレビなどにて行っておりまして、藤まつりにおいては、2か月ほど前から岡山駅の地下通路へ広告を行いまして、また開花が近くなりましたら新聞広告をし、さらに藤まつりが開園してからはテレビ局と新聞社に取材の依頼を行い祭りのPRをしている

ところでございます。また、和文字焼きまつりや和気町ふるさとまつりの宣伝につきましては、新聞への折り込みチラシも含め、近隣の地域を中心とした宣伝を行っておるところでございます。

次に、来場者の予想と駐車場の確保に問題があるのではないかについてでございますが、11月に開催いたします和気町ふるさとまつりにおいては、駐車場不足の解消が長年の課題となっておるところでございます。現在駐車場の増設事業を進めているところでございますが、さらなる対策も必要であると考えております。具体的には、主催者や出店者などの関係者の駐車台数を減少または分散させるとともに、シャトルバスの運行につきましても検討したいと考えておるところでございます。また、藤まつりにおきましても、毎年1日から2日程度の渋滞が発生しておりまして、近隣住民の方には御迷惑をおかけしているところでございます。次回の開催に向けては、駐車場の確保を図るとともに、日中に集中する来園客を分散させるため、夜間のライトアップ時の来園を促してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

まず、大きいイベントについては大分前から告知とかPRを行っているということは分かっております。それもそうなんですが、私前にも言いましたが、SNSの発信、わけまろですか、何じゃったか忘れたんですけど、そこら辺で発信をされている回数が少ないのと、それからイベントが始まるちょっと前になってから、その発信が1回とか2回とかあるとか、そういうふうな格好であったように思いますので、そういうSNSの発信も度々すればもういいんじゃないかと。できる媒体は全て使ってPR、宣伝をすればいいんじゃないかと思っております。どうですか、パンフレットとか、そこら辺のほう、新聞折り込みなどは各戸に行くのでいいとは思いますが、各団体に配ってくれとかそういうのもなかなか、同じところに行ったり、それから全体に散らばっていかないというのが私の見解ですので、それであれば少しでもいろんな目のつくところに貼って宣伝をするというようなほうがいいんじゃないかと私は思っております、できればたくさんチラシを作って配ったほうがいいということもあるとは思いますが、やっぱりチラシを作るのもお金がかかりますんで、そこら辺も抑えて、宣伝の効果が高い媒体を使っていければと思っておりますので、SNS等を使ってもっと宣伝をするというのはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） ありがとうございます。

イベント等のPRにつきましては、先ほど部長が答弁しましたとおり、様々なものを使っております。その中に、先ほどお話がありました折り込みチラシとかそういったものについては、SNSの普及であったりとかというあたりも踏まえまして、折り込みチラシについては印刷代が高いのもありますし、それから折り込み費用も高額でございますので、年々少し金額を下げて枚数も下げながら対応しているところでございます。以前までは広域で配布をしておりましたが、もうここ最近では近隣までというあたりのところでの配布にしております、経費の節減であったりとかSNSのほうをちょっと強化したいというふうに使っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） SNSのほうはお金がかかりませんので、度々上げていただければ宣伝効果は大分上がると思います。そして、私たち前にも言いましたが、リピートで宣伝すればもっともっと広がっていくということになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、緊急ヘリポートを佐伯地域にできないかということでお聞きしたいと思います。

現在、緊急ヘリポートに指定されているところは佐伯地域はどこどこにあるのか。大体河川敷はよく使っているので分かるんですが、ほかにもあると思います。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

そして、今佐伯地域の美作岡山間道路の佐伯インターチェンジになる予定だったところが今空き地となっております。そして、草ぼうぼうの状態でおりますので、あそこにヘリポートを造っていただけないかということを提言したいと思っております。なぜあそこなのかというのは、そのうち佐伯インターも中国自動車道とつながりますし、交通便利がいいということ、そして赤磐市の北部、そこら辺のところで発生した事故等の岡山との中継地点であそこら辺に緊急ヘリポートがあれば便利なんじゃないかというような意見も赤磐市の方から聞いております。そこで、あそこの管理も含めてヘリポートができないかということを県のほうに打診して、できれば実現に向けて努力していただきたいと思っておりますので、そこら辺の御意見をお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

山本 稔議員のヘリポートに関する御質問にお答えをいたします。

まず1点目、佐伯地域におけるヘリポートの指定状況についてであります。現在佐伯地域では4か所が臨時離着陸場として国土交通省航空局により許可されております。具体的には、佐伯中学校西側の吉井川矢田河川敷、その対岸の佐伯側河川敷、父井原の佐伯グラウンド、それと山方方面ではロマンツェ多目的広場の4か所があります。

2点目の小坂地内の佐伯インターチェンジに隣接する県有地をヘリポートにできないかとお尋ねについてでございますが、倉敷市内の病院を基地駐機場とするドクターヘリの例で申し上げますと、東備消防からの出動要請から佐伯地域へのヘリポート到着までの所要時間はおおむね20分程度でございます。既存の矢田河川敷のヘリポートは北の奥塩田方面あるいは東の田土、西の小坂、田賀、南の父井原の大成地区のちょうど中間点に位置をしております、各方面いずれからも10分ほどでの救急車による搬送が可能な場所となっており、ヘリコプターの離発着スペースや堤防道路からの進入路もコンクリート舗装が施されております、砂ぼこり対策の散水作業も必要のない好条件な適地となっております。また、吉井川の水位上昇などにより河川敷ヘリポートの使用ができない場合にも、近くに佐伯グラウンドが確保されております。一方、議員御提案の用地は、現時点では面積、離発着に際しての周辺障害物の有無などの条件は満たした場所であるとは考えますが、この場所は議員御紹介のとおり、美作岡山道路建設用地の残地でございます、県有地のいわゆる遊休地で現在は雑草に覆われた広場となっております。この用地の今後の利用計画も未定の土地でございます。このような状況から、町といたしましては、現在の指定場所に加え、新たに佐伯地域の西、町境に位置する御提案の場所のヘリポート指定を関係機関へ要請することは考えておりません。

また、議員の御指摘にありました近隣市町の事故等への対応ということでございましたが、県内に緊急離発着場は546か所設置をされておまして、消防機関からの要請に対しては指定の離発着場以外の場所にも臨機応変の離発着が可能ということになっております。特に赤磐市消防本部管内におかれましても、旧吉井、旧赤坂、旧熊山、各旧町単位にそれぞれ複数の離発着場整備を既にされているといったような状況でございます。和気町といたしましては、先ほどの答弁のとおり考え方ということで御回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

なぜあそこをヘリポートにということ考えたかといいますと、今空き地でもう何も使ってないと。そこであればヘリポートにでもしておけば雑草の整備とかもやっていただけるんじゃないかということで、県のほうにお願いできないかなということで提言をさせていただいた次第です。佐伯地域では吉井川の河原で十分機能を果たすということは分かっておりますので、私もそんなに強く勧めるということはないんですが、そういうことでさせていただいておりますので、何かあれば県にもしできればあそこできないかということをお願いいたします。

いなということで御質問をさせていただきました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、明日１２月１１日午前９時から引き続き行います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前１１時４９分 散会

令和6年第6回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招 集 日 時 令和6年12月11日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年12月11日 午前9時00分開議 午前11時07分散会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山 野 英 里	2番 山 田 浩 子	3番 我 澤 隆 司
4番 從 野 勝	5番 神 崎 良 一	6番 山 本 稔
7番 居 樹 豊	8番 万 代 哲 央	9番 山 本 泰 正
10番 広 瀬 正 男	11番 西 中 純 一	12番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太 田 啓 補	副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸	総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一	財 政 課 長 海 野 均
まち経営課長 寺 尾 純 一	民生福祉部長 万 代 明
住 民 課 長 竹 内 香	健康福祉課長 松 田 明 久
産業建設部長 西 本 幸 司	産業振興課長 岡 恵 一
鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司	上下水道課長 柚 本 賢 治
総務事業部長 永 宗 宣 之	会 計 管 理 者 清 水 洋 右
教 育 次 長 新 田 憲 一	学校教育課長 嶋 村 尚 美
社会教育課長 森 元 純 一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 3番 我澤隆司 2. 11番 西中純一 3. 5番 神崎良一 4. 9番 山本泰正	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、昨日10日に引き続き一般質問を行います。

3番 我澤隆司君は質問者席に移動してください。

3番 我澤隆司君に質問を許可します。

3番 我澤君。

○3番(我澤隆司君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。改めまして、おはようございます。

今回も、和気町の現状につきまして、できるだけ町民に分かりやすく開示した上で、提案型、提言型の3問の質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず最初ですが、商業施設、飲食店、書店などの空白地区への誘致の現状について質問いたします。

和気町内には、佐伯地域など空白地区がありますが、現体制になって3年近くになりますが、どのような企業に対して誘致活動を行ってきたのか。

2番につきましては、書店については和気町内には存在しませんが、これをどのように考えるか。

以上、2点について質問させていただきます。お願いします。

○議長(当瀬万享君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 失礼いたします。

それでは、我澤議員からいただきました、商業施設、飲食店、書店など、空白地区への誘致の現状はという御質問についてお答えさせていただきます。

まず、要旨の1番目、町内には佐伯地域などに空白地区があるが、現体制になって2年間、どのような企業に誘致活動や提案を行ってきたかについてでございますが、商業施設や飲食店、書店といったものは、町内に人を呼び寄せて、まちのにぎわいを創出していくに当たって、非常に効果のあるものであるというふうに考えております。過去には、出店支援補助金制度というものを活用いたしまして、コンビニエンスストア2店舗、それから喫茶店1店舗が出店したという実績がございます。出店支援補助金の制度は、書店とレンタルビデオ店といった業態を対象として現在も継続しておりますが、近年、町から誘致に向けた具体的なアクションは起こしていないというのが現状でございます。今の状況といたしまして、町内における人の往来やマーケットエリア、そういったことを勘案いたしますと、チェーン展開とかフランチャイズ展開している、そういう商業施設等の誘致というのは、非常にハードルが高いという認識を持っております。誘致の実現に当たりましては、出店候補者のピックアップ、それから出店支援補助金の改正など、条件整備も、今後、必要になってくると考えております。こちらにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の和気町は書店の空白地帯だがどう考えるかということについてでございますが、社会全体のデジタル化やインターネットの普及によりまして、書籍の電子化、実店舗に行くことなくインターネットサイトを利用した書籍購入が浸透してきたこと、また読書離れ、そういったものが進んでいることから、全国的に書店が減少してきておりまして、本町においても書店がなくなってから久しいと、そういった状況になっております。

チェーン展開をしている大手の書店においても、書籍の販売スペースというのは縮小して、例えば雑貨とか文具、そういったスペースが拡大しているという店舗が増えてきております。書店を取り巻くそのような状況を考えると、和気町へ書店を誘致するのは相当困難であるというふうに考えております。今後は、スマートフォンとかパソコンを持たずにインターネットへの接続環境がない方、そういった方が書籍に触れる機会を増やす、そういった環境を整えていく必要があるというふうに考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。具体的には、一般企業へは誘致活動は行っていないというふうに受け取れました。困っている人を助けるのが行政であり、政治だと思います。なかなか改善されないところは、少なからず私のほうにも責任があるというふうには考えております。今回、私が言っております商業施設であるとか飲食業の誘致というのは、もちろんの地元の業者は大変ありがたいんですけども、今回は企業誘致の話です。商業施設なら、大きいところと言えば、イオングループであるとか、その他、多くのスーパーマーケット、それからドラッグストアなども大変花盛りです。飲食業で言えば、レストランから回転ずしであるとか、牛丼チェーンとか、いろいろ無数に企業はあります。岡山の企業で言えば、サンマルクさんなんかもその企業に入るかと思えます。そういった企業グループへぜひ誘致活動を行ってほしいという提案なんです。結果的には、これ、99%、断られると思います。しかし、まずコミュニケーションが大切です。100社行って1社ぐらい、もしかしたら興味を示す企業があるかもしれません。条件を出す企業もあるでしょう。まずはコミュニケーション、情報収集、営業活動、このあたりをまずやらないと、何も踏み出せないと考えてます。

なぜそこまで私が申し上げるかという、スーパーマーケットにしても飲食店にしても、ちょっと見方を変えれば、これは食のインフラなんです。災害があったときは助けてくれます。食料備蓄はある程度以上は行政で準備されるでしょう。しかし、能登の災害で活躍した民間企業もたくさんあります。ここで紹介するのは、日本最大の外食産業、具体的に言うとゼンショーグループ、これは1兆円近い企業でございますが、ここは有名な点で言えば、すき家とかはま寿司とかジョリーパスタとかいろいろ、ロッテリアなんかもそうなんですかね。そういう企業です。元日に地震が発生した際も、自前の大型トラックを2台連ねて、キッチンカーですね。牛丼を3万5,000食提供した。まさに食のインフラです。このように、うまく民間と協議をすれば、地域にとって、災害時を含めて有効だと思います。寺尾課長おっしゃるように、非常にハードル高いです。ただ、話をしないと何も進まないんで、こちらからいろいろ条件、相手の条件もあるでしょうから、聞きながら、そういう作業をぜひやっていただきたいという希望です。こういった食のインフラに対して、外食企業の誘致は意義があると私は考えるんですが、この点はいかがでしょうか。どう考えるでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

先ほど我澤議員から再質問いただきましたことですが、確かに町としても、非常にそういったところが来ていただけるというのはありがたいものでございます。もう一つとして、そして副次的な効果として、何かあったときにそういった支援も得られる可能性が高まるというのは、これは本当に願ってもない話だと思いますので、町としてもまずはアクションを起こすのが大事だというふうには考えておりますので、そこらあたりのところは動いていくというような考えを持っておりますので、もう少しお時間をいただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） いろいろ組織の問題もあると思いますので、なかなかハードルは高いと思いますが、ぜひ考えていただきたい。私もいろいろ視察に行きまして、今年の2月も淡路島のほうに視察に行きまし

た。そのときに小学校跡地のレストランに行きました。これは大阪のバルニバービっていう、東証のグロース市場か何かに上場してる企業なんですけども、ここは、どっちかというバッドロケーションというんですか、人通りの少ない、あまり目立たない場所にあえて出店していく企業なんですけども、そういう企業も中にはある。だから、いろいろ話をしてみる価値はあるとは思いますが。よろしくお願いいたしますということで。

それから、次に一般の書店の誘致については、現実的でなければ、こういった方法もあるということで資料を添付させていただきました。これはこれから実証実験を行うという話なんです。図書館流通センターっていう企業があります。これは意外と御存じでない方も多いんですけども、大手の出版社、それから大手の取次ぎ業者が共同で出資した企業で、ここも1兆円規模の企業です。全国の地方公共団体や学校の図書館運営を350館ぐらいやってる企業です。ここがこういう実証実験をやるといふ。非常に興味深い内容なんですけど、これも今後の検討材料としていただいてはいかがでしょうかという、質問のような提案のような形です。いかがでしょうか。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 図書館で本を販売するという実証実験、私も拝見いたしました。和気町であれば、書店がないということで、民業圧迫には当たらないということの観点からすると、こういうことが本当に定着する、実証実験の結果、効果があるということであれば、考慮する価値は十分あるのかなと思います。ただ、そこだけではなくて、そういったものを含めながら、様々に、我澤議員が懸念されてる書籍に触れる機会とかがなくなるとか、文化とか、そういったことも過去に触れられておりますので、そういったものについては、全体としていろいろな方法を考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） よろしくお願いいたします。なかなかこういう話っていうのは難しい話なんです。ただ、ヒントは、特に飲食業の誘致なんか、意外とヒントは役場内にあるんです。まち経営課が御担当の移住推進、これは比較的、成功しているというふうに、非常に和気町は移住者が多いということで。これがなぜ多いのか、もちろん和気町は災害に強いとか、いろいろ、交通インフラとか立地がいいとかという理由はあるんですが、これは、もう一つ、大きいのは移住推進の人材がいるんです。今現在2名いらっしゃいますけども、まさにもうまちの営業マンというか、プロモーション担当とかという、そういう営業担当者がいらっしゃるということです。これは一つのヒントになると思うんで、あらゆるほかの分野でも応用が利くのではないかとこのように私は考えてます。

それでは、次に和気町の国際交流の現状と今後について質問いたします。これも資料を添付させていただいております。

和気町は、英語特区っていうんですか、英語教育に力を入れていらっしゃるの分かります。効果が上がっているとは期待はしています。しかし一方で、和気駅に下りても外国語表記はない。役場に来ても多言語の表記もない。それでは外国人も不便であろうし、町民の意識も上がらない。国際交流以前の問題もたくさんあるというふうに私は感じてます。国際交流については、以前、上海嘉定区やカナダ、ハナ町という交流がありましたが、現在は停止していると。現状と今後につきまして、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員からいただきました国際交流に関する御質問のうち、まずは現状です。そういったようなことにつきまして答弁させていただきます。

まず、我澤議員おっしゃったとおり、中国、上海嘉定区、それからカナダのハナ町との交流というのは、コロナ禍以降、先方の意向もありまして、再開がされていないという現状でございます。現在、国際交流に係る

取組といたしましては、小・中学校で行われているオーストラリアとの遠隔交流、それからあと国際交流協会の会員がやってくださっている日本語教室、それとかふれあいパーティーといったものがございまして、ふれあいパーティーにつきましては、この前の日曜日、12月8日に開催をされまして、こちらには外国人12人を含む約80人の方が参加されまして、座談会や折り紙、ビンゴゲーム、それから吹奏楽の演奏などで大いに盛り上がり、にぎやかな雰囲気の中、交流を深めることができたというふうに聞いております。そういった状況の中、現在、交流の充実に向けまして、教育委員会のほうにも御協力いただきまして、オーストラリアとの遠隔交流先の学校とホームステイの実施について、協議を行っております。来年の実施に向けて、今は計画を進めているといった状況でございます。併せて8月29日には、上海の嘉定区からチン宣伝副部長らが来町されまして、交流事業の再開もしたいなといった御意向もいただいております。また、国際交流協会の活動も、コロナ禍による活動自粛を境に、会員の高齢化というものも相まって、積極的な活動ができていないという状況でございます。既存の事業の見直しや新たな取組の立ち上げを目的として、現在、会員向けに今後の活動等へのアイデアや要望を募るアンケート調査を実施しており、今、取りまとめ中ということでございます。次年度以降の活動の活性化に向けて、国際交流協会も動き出しているという状況です。そういったことから、今後はまだ徐々に国際交流の活動自体は活発になっていくと見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） ありがとうございます。オーストラリアでのホームステイ、それから上海嘉定区との連携、今後、ぜひ進めてやってください。よろしくお願いします。

私も国際交流と軽く言っておりますが、外国を特に訪問する国際交流は、子供たちにとっても、若いときに外国を経験するという、言い方によっては人生が変わるという可能性があります。なかなか実現が過去に難しかったのは分かりますが、行くと行かないかによっては人の人生を変えてしまうぐらい大きなことだと思いますので、十分に理解していただいた上、迅速に進めていただければと思います。今年、今、寺尾課長がおっしゃったように、国際交流協会も高齢化があつて、この4月には新会長になられて、御自身の経験を踏まえられて、新しい取組のアイデアもたくさんお持ちのようなので、今が一番動くチャンスだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問というか、町内に、今、企業はたくさんありますが、海外拠点を持つ代表的な企業の資料をお届けしました。資料2です。やはり行政だけでは限界があると思います。日々、ビジネスで海外とつながっている地元の企業との連携が欠かせない。現状はどうか、こういった話が進んでいるのかどうか、教えていただければと思います。お願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） それでは、再質問でいただきました、町内にある国際的な企業へのアプローチということでございます。

こちらにつきましては、これまでですと、国際交流協会のほうで主催している国際交流の集いといった行事がございます。今年度は都合で開催は見送ったんですけれども、そういったようなものを開催するに当たりましては、町内の、もちろん企業です。外国人の方を雇用されている企業とか、そういったところには御案内を差し上げて、そこで勤務されている外国人の方とかに、ぜひ参加してください、ないしは参加をサポートしてあげてくださいといった形の御依頼をしていると、そういったような状況でございます。あと、コロナ以前であれば、徳永こいのぼりに御協力いただきまして、中学生が中国を訪問した際に現地の工場を見学させていただくと、そういったようなことをしておりました。ただ、近年、新たに何か町内にある国際的なつながりのある企業へ、こちらから、そういう以外のものでも新たなお願いとか依頼とか、そういったようなものをしたということはないとい

う状況です。今後、町内に住む外国人も増えておりますし、また新たな国とかそういったようなことを考えていく、また国際交流協会のほうでも、今、新たな活動を考えておりますので、そういった活動の中で外国等とお付き合いのある企業に御協力いただきたいことがありましたら、またそちら、積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） いきなり太田町長にお聞きするのも失礼かもしれませんが、そういう現状が、先ほどの飲食店とか商業施設の誘致、それから和気町に本社を置く海外へ進出している企業との連携ってというのは進んでないんですけど、それのお話を多少していただければと思いますが。今後の、前向きな話で結構ですから、よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 最初に、我澤議員のほうから御質問をいただきました企業誘致の問題です。先ほど言われましたんで。私も就任してから様々をお願いをして回ったという経緯はあるわけでございます。具体的に名前を公表することは控えますけれども、数社から町内への企業の誘致の申出がございました。なかなかうまくはいっていないんですけど、それと同時に、チェーン店として全国展開をしている社長のところへ私の1期上の先輩がおられまして、どうかなと。今、コストコが山陽町に来られるということもありまして、私もそういうお話もさせていただいたんですけども、正直なところ、そうしたことを考えずに、和気町の自然を生かした何かまちづくりを考えろというようなことをアドバイスをいただいたり、いろいろな経緯もございます。そのようなことがあったり、国土交通省が検討しているコネクトパーキングなどについても、国土交通省にお願いに上がったり、いろいろ動かさせてはいただいているんですけども、なかなか成果が得られてないというのが現状でございます。我澤議員のほうから御提案があったように、今後、人材育成も含めて、そうしたことについても進めてまいりたいと考えています。ありがとうございます。

また、図書館につきましても、和気町の図書館も充実をさせていくべきだというふうに考えていますし、現在、御承知のように、岡山市を中心とする連携中枢都市圏における図書の貸し借りという仕組みをつくっていますし、同時に岡山県立の図書館とも連携をしていますから、和気町に足らない図書につきましては、そうした図書館を融通して行うということや、それから御提案がありました、今、実証実験がされている図書の流通センターみたいなものというようなことで、和気町もリクエストしていただければ、新しい図書を購入するということもしています。そういうようなことも含めて、図書館を充実させていく方向も検討していきたいというふうに考えています。

あと、先ほど言われました企業、国際的に展開をされている町内企業との連携については、なかなか私もそうした企業と海外の交流についてお話をしたことはございません。今後、御提案いただいたような形でお話をさせていただきたいというふうに思っています。と同時に、子供たちの外国への派遣ということにつきましては、今までコロナ禍ということがございましたり、受入先との調整の関係がありまして、ここ数年、途絶えているわけですが、担当課長が言いましたように、来年はオーストラリアとそうした海外交流ができればいいというふうに考えています。いろいろまた我澤議員のほうからも御教授をいただいて、できることは進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 御丁寧にありがとうございます。今、質問は和気町の企業の海外展開みたいな話なんですけども、その中で佐伯地域にあるメイトなんかは、これは、皆さん、当然大変な会社っていうのは御存じだと思うんですけど、聞けば聞くほどすごい会社で、売上規模は、割とニッチな部分があるんですけどでも、世界トップシェアを握られてると。自動車産業が大きいと思うんですけど、日本のメーカーはもちろんで

すけども、特にドイツ車あたりはほとんど全車、もうメイトの製品がないとできないという状況です。アメリカのテスラなんかはかなり入ってるようですけども、そういった世界的な企業なんで、私もこの間、訪問したら、あんまり言うとかあれですよ、海外へ行かれてました。特にヨーロッパ、ここにも書いてますけど、ドイツのデュッセルドルフにも販売拠点があって、そういうとことの連携もやろうと思えばできるんです、国際交流が。非常に環境問題に優れた国なんで、そういうところへ人が行けば、また和気町も変わってくるんじゃないかなという、いろいろ考えれば、机上の空論ですけど、いろいろあると思いますので、今後、ぜひよろしくお願いいたします。

何度も申し上げますが、子供たちを海外派遣するという国際交流については、子供たちの人生を大きく左右するんで、周りの市町に負けないように、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問になりますが、森林環境譲与税、地方たばこ税——市町村たばこ税ですね——の使い道について質問いたします。

まず、森林環境譲与税、これは先行して平成元年から国からの譲与が始まっていますが、6年間の和気町への譲与額と使い道について、また今後の使い方について質問をいたします。今年度からは森林環境税の徴収も始まっております。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

私からは我澤議員の森林環境譲与税、地方たばこ税の使い道はの御質問の要旨1、令和元年度から譲与が始まっているが、6年間の譲与額と使い道は。今後の使い道はについてお答えいたします。

令和元年度より国から市町村へ交付が始まった森林環境譲与税でございますが、和気町では、令和5年度までの5年間で2,017万7,000円が交付されております。令和6年度の交付額はまだ確定していませんが、654万2,000円と見込んでおり、見込みどおりでありますと、6年間の交付額の合計は2,671万9,000円となります。

次に、森林環境譲与税の使い道でございますが、使い道は森林の整備に関する施策、または森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に限られることとされております。和気町では、主に令和元年度から始まった国の制度である森林経営管理制度の事業を進めるため、森林の現況調査や所有者への意向調査などに充てております。森林経営管理制度とは、手入れの行き届いてない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、調査を行い、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に管理を委託する制度のことでございます。その他の使い道につきましては、和気美しい森の木製遊具の修繕や広葉樹の伐採に係る検証事業などに活用しております。

なお、各年度で不要になった森林環境譲与税につきましては、森林環境保全基金に積み立てております。この基金の残高は、令和6年3月31日時点で1,018万1,649円となっております。また、本日、配付させていただきます参考資料にて、年度別に交付された森林環境譲与税の額、それから使い道として充てた事業、それから積立金の額を表にしておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

今後の使い道でございますが、引き続き森林経営管理制度に関わる森林整備事業に充てるとともに、そのほかにも木材の利用促進として、和気美しい森への木製遊具の設置や学校などの公共施設などへの備品設置などを含めて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 丁寧な資料までつけていただきましてありがとうございます。私もざっと拝見してるんですけども、日本の場合は、山林所有者の不明の面積が多いというのがありますよね。所有者不明の土地って

うのは日本の国土の20%以上、大きさで言えば九州よりも大きいぐらいの面積が、日本の土地所有者不明の土地があります。そういうことを考えれば、こういう使い方、いろいろ調査とか、よく分かります。まず所有者を確認しないと何もできない。それは分かります。しかし、一方で、ざっと見ると、調査費と積立金がほとんどで、実際使ってるのは美しい森の木製遊具の修繕に100万円ほど、これじゃああまりにも寂しいんじゃないかと。もうちょっと、林野庁のホームページとか見ればいろいろ使い方が載ってますんで、利用促進方面でのやり方もぜひ考えていただきたい。最初の譲与額っていうのは、実は何となく田舎の山のような地域の話なんですけど、実際は第1回の譲与額トップは横浜市です、たしか。だから、そういう啓蒙活動も非常に重要なんで、よろしく願いいたします。例えば、ほかの市町を見てから話をしてるんですけども、小・中学校の卒業記念品とか、高齢者表彰の際の記念品などに地元産の木材を使ったり、そういうことも考えられます。具体的に言うと、あわくらトイプロジェクトなんていうのが、西栗倉村、ありますよね。小学校6年生が企画、設計した木製玩具を、小学校、中学校で作るんですか、それを幼児にプレゼントするとか、鏡野町では、6年生に町産木材を使って机を制作して、中学校で3年間使う。自分で使ったら、それは持って帰ってもいいとか、そういう具体的なことをやられてますんで、また参考にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、最後になりますけども、市町村たばこ税。これにつきましては、昨年の12月の議会で1度やらせていただいています。使い方が決められている目的税ではございませんが、年間9,000万円弱の税収がある。この一部を、分煙など環境対策に使えないか。公園や和気駅周辺は、禁煙にした上で分煙対策を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

地方たばこ税の一部を分煙などの環境対策に使えないかという御質問でございますが、議員おっしゃられたとおり、昨年、第10回の議会定例会でも同様の御質問をいただき、お答えしている内容と重複しますが、市町村たばこ税は使途が定められた目的税ではなく、一般財源の一部に充当する財源として、自主財源に乏しい和気町においては貴重な一般財源として広く一般行政経費に活用しており、これまで分煙対策などの取組には使用していないのが現状であります。

また、公園や和気駅周辺などを禁煙した上で分煙対策を講じることはどうかという御質問であります。健康増進法では野外における喫煙は規制の対象外となっている一方、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう配慮すると定義されております。そのため、屋外である公園施設や和気駅周辺に分煙対策として喫煙場所を設けることは、受動喫煙を防止するとともに、喫煙者にも配慮した取組であり、法の趣旨に乗った対策であるとも承知いたしております。ただ、公園や駅周辺では、乳幼児や子供たちを含めた不特定多数の方が利用や往来する場所でもあり、分煙施設の設置が望ましいものであるかは慎重に検討する必要があると思っております。喫煙者は年々減少傾向にもあり、また喫煙マナーも向上している現在、分煙施設を設置することで喫煙へのハードルが下がり、喫煙への啓蒙意識が低下するおそれも想定されます。一方、本年であります。総務省の自治税務局長からは、地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について通知がなされており、望まない受動喫煙の防止及び地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保のため、市町村でも分煙施設のより一層の整備を図るといったことも要請がされているのは現状でございます。今後も、分煙対策も大切な取組であると認識しており、併せて禁煙の推奨、受動喫煙防止の啓発等にも取り組み、喫煙される方、しない方が共に健康で気持ちよく共存できるまちづくりに努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） ぜひ進めてください。今年の4月には総務省からもそういう通知があったということな

んで、よろしくお願いいたします。

これ、具体的な事実というか調査結果ですけども、受動喫煙、日本だけで年間6,800人の死者が出ているという現状があるんです。これも調査結果ではありますけども、そういう事実があります。9,000万円弱の税収が今年度もあろうかと思えますけども、せめて10%ぐらい、900万円か1,000万円ぐらいは、そういう禁煙や分煙対策に使っていただければ、先ほど言われた公園の禁煙、横浜市なんかも取り組んでいらっしゃいますけども、都会の話というふうに聞いてほしくはないんですけど、禁煙するだけではもう全然駄目なんですよ。返って周辺部が喫煙場所になって、ろくなことにならないんで、同時に分煙対策っていうのをきちっとやる必要があるかと思えます。これ、決して和気町、田舎だから関係ないというふうに考えてないでほしいとは思っています。特に昨今は、持続可能な開発目標っていうんですか、SDGsっていう考え方が非常に浸透してきてます。和気町では移住者や外国人も増えてきています。大きく町民の考え方も変わってきてます。特に環境問題についてはそうだと思います。そのあたりをよく考えた上で、一步前に出た和気町の施策を期待したいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで我澤隆司君の一般質問を終わります。

次に、11番 西中純一君は質問者席へ移動してください。

11番 西中純一君に質問を許可します。

○11番（西中純一君） 私、まず1番目に水道水を安心して飲めるようにするべきではという質問でございます。

皆さんに今日、お配りをしておりますように、山陽新聞に、国の環境省と国土交通省の水道水の全国調査結果、これを公表したということで、その中に、PFASが岡山県8事業、検出されたということでございますが、その中で、また和気町の3事業が出ています。南部簡易水道事業、これが1リッター当たり24ナノグラム、それから吉田簡易水道事業、これが19ナノグラムパーリッター、それから上水道事業、これが初めて今回、出てきているんですが、田原のほうから取っているのと、それから宿北ですか、2つあるんですが、12ナノグラムということで、3か所入っていたんですけども、そういうことで、非常に町民の方は不安に思われている方もいると思うんです。そういうことで、この件について、抜本的な調査というか、それからそういう情報提供もまだあんまりきちとなされていないように思うんで、こういう点について安心していいのかというのが1番目でございます。

それから、2番目には、この田原の水源から上水道を取ってると思うんですが、そこから飲料業者の会社に供給をしているというふうに思います。この点については、会社へ報告しているんでしょうか。契約上の問題は無いんでしょうか、その点が2番目。

それから、以前にもお聞きしておりますが、今後の水道水を安心して飲めるようにするために、対策はどのようにしていくのか、この点についても教えていただきたいと思えます。まだまだ国の対策があまりきちっと表明されていないんですけど、国のほうも2025年度には基準値という形で、今は暫定目標というだけで、50ナノグラムパーリッターというふうなことになるんですが、そういう新しい基準をつくるとか、そういう動きが出てくるやには聞いておるんですけども、町として、今後、水道水についてどういう対応をしていくのか、その点について御答弁をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の水道水を安心して飲めるようにするべきではとの御質問についてお答えいたします。

お手元の資料に水源地位位置図という地図を御用意しておりますので、御覧ください。黄色で囲ったエリアが、

今回対象となっている区域でございますが、あくまでも大まかな区域ということで御覧いただけたらと思います。御質問につきましては、本年3月定例会で、当時、田村部長が答弁した内容と重なる部分がございますが、御了承ください。

それでは、11月29日、環境省と国土交通省が公表した水道水調査結果に、町の水道事業が3か所入っていたが安心していいのかという御質問でございます。これ、上水道を1カウントされていまして、水源地としては4か所になります。御質問ですが、今年9月に実施した水質検査において、新たに上水道の田原水源地と宿第1水源地系でPFOS及びPFOAが検出されました。既にニュースや新聞などでも御承知のとおり、PFOS及びPFOAというフッ素化合物（「有機フッ素化合物」と後刻訂正）が問題視されていることに間違いはございません。ただし、当該箇所の水質検査の結果は、水道法第4条に基づき定められています水質基準に適合しております。また、PFOS及びPFOAの基準が定められています水質管理目標設定項目でも基準値の1リットル当たり50ナノグラム未満となっておりますので、まずは安心していただきたいというふうに考えております。

次に、上水道から飲料業者に供給しているが、会社へは報告したか、契約上の問題はないのかとの御質問ですが、既に水質検査結果は和気町のホームページでも公表しております。事業者への報告ですが、対象区域内には、飲料業者のほかに食品業者、それから飲食店もございます。また、現時点では健康を害することはないと考えられますので、個別の周知はしておりません。水質検査の結果は公表しておりますので、水道水を利用され、製造販売に影響がある事業者様は、留意されており、御確認されているものと考えております。

水道の供給につきましては、特別な契約はありません。町民と同じく申請届出により給水を開始しており、和気町としても、水質基準を満たした水道水を供給しておりますので、問題はないというふうに考えております。

最後に、安心して飲める水道水にするために、今後の対策はどうしていくのかとの御質問ですが、和気町の自己水源は、浅井戸で地下水をくみ上げ、消毒のみ処理をして供給しております。このPFAS問題に係るフッ素化合物（「有機フッ素化合物」と後刻訂正）を除去するためには活性炭吸着処理が一般的ですが、100%除去することは難しいと認識しておりますが、効果はあると考えられます。この浄水処理施設を構築するためには、和気町では1つの水源に数億円程度の費用が生じると考えており、そのランニングコストも必要となることから、水道を使用する町民等への負担は避けられないものになると予測されます。このほかにも、逆浸透膜処理という、目の細かいフィルターを通して処理する方法もありますが、処理能力は活性炭吸着処理よりも高い処理ができるようなのですが、その費用はさらに高額なものになると考えられます。また、ほかの水道事業体からの水道水の受水についても検討しておりますが、こちらも相応の費用が見込まれます。繰り返しになりますが、現時点では健康に影響がないと判断されますので、現在のところ、高額な設備投資を見合わせており、地下水への影響がないか、環境部局とも情報共有を密にし、水質データを注視しておるところでございます。また、このPFAS問題については課内で検討を継続しており、今後、国の動向により、水質基準への格上げ、または基準値の引下げ等があり、その基準を超える可能性がある場合には速やかに対処することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 吉備中央町というところで大変な、そういう水道水汚染ということで、今、水源そのものは変えて、健康調査もやっているやに聞いております。まだ、和気町の場合はこういう、19だとか24ナノグラム、それから上水は12ナノグラムぐらいですか。そんなに大変な値ではないんですけども、これは国によっては、アメリカあたりは4ナノグラムというふうに規制したりしているということで、国の方針を本当にきちっと確定して、それから本当に基準を下げるっていうふうなことであれば、それなりの国の水道に対する補助事業というか、そういうものもしてもらって、そういう改善をしていく必要があるんじゃないかなと思うんで

すけれど、なかなかそういう、このPFASによる人間への疫学調査っていうんですか、それが体にどういう悪影響があるかということについてもまだまだはっきりしたそのような研究がないということで、このようになってると思うんですけれども、そういう国の動向をきちっと見極めながら、基準が下がれば、今後、そういういろいろなこと、先ほど言われた町外の水道事業者、具体的に言うと備前市あたりの水道を購入するというふうなことも、今後、考えられるということだろうと思うんですけれども、ぜひともそういう安全な水が供給できるように、今後とも町としてやっていただきたいというふうに思うんですけれども、あまり具体的にはなかなか国の基準がはっきりしないということなんですけれども、もしこの件について、町長のお考えがあればお聞きしたいと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 水質の汚染、また水質事故というものは、もう直接、町民の健康被害を起こす問題だというように考えています。担当課長が説明したとおり、国の動向も注視をしながら、水道水の安全が確保できるように適切に事業を行う、またそうした基準が下がるようになりましたら、もう迷うことなく必要な事業を行っていくというように考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

先ほど答弁内で「フッ素化合物」と申しました。正しくは「有機フッ素化合物」です。訂正させていただきます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） アメリカで、ある会社のことについて、牛がたくさん亡くなるということで住民が会社を訴えるという、非常に大変な、そのことが映画にもなっているようなんですけれども、日本でももっとこのPFASに対して抜本的な対策をする必要があると思うんですけれど、国が、まず環境省とか担当部門がきちっと管理するための法律とか、そういう立法措置をしていかないと、これは前へ進まないと思うんで、国の対応もぜひお願いしたいと思うんですけれども、国の対応が変わってきたら、即、そういう水道管理上の変更についても考えていく必要があると思うんで、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に移っていきます。

情報公開というんですか、そういうことで、以前にも、これ、聞いたことが何年か前にあるとは思いますが、入札情報とか入札結果、そういうことについて、近隣の赤磐市や備前市でも、大体入札がいつにあるとか、最低制限価格が幾らだとか、そういう事前の情報、それから入札結果はこういう企業が参加されてこうなったとかというふうなことは、大体公表しているんですが、まだ和気町の場合は、総務課へ行って文書を見させてもらって、何とか工事入札については公表しているという程度でございしますが、もちろん情報公開の条例はできておりますんで、いろいろと開示請求すれば出てくるということなんですけど、とりわけこの今の工事入札とか入札結果、そういうことについて、いまだに公表していないと思うんですが、このまま行くべきなんではないでしょうか。やはりこれからの情報公開というか、そういう点をもっと進めるべきじゃないかと思うんで、この点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

西中議員の入札情報や入札結果がいまだにホームページに公表されてないが、このままにしておくのかといった御質問にお答えさせていただきます。

まず、和気町では、令和4年度より岡山県電子入札共同利用推進協議会に参加して、工事と業務委託については、岡山県電子入札共同利用システムの電子入札システムを利用した電子入札で請負者の決定を行っております。

す。なお、参考まででございますが、令和6年4月から11月末までに実施した電子入札について、工事請負関係で55件、業務委託関係で17件ということになっております。

また、この電子入札システムの利用に伴い、工事と委託業務の入札情報と入札結果については、そのシステムを利用した情報公開を行っております。電子入札システムについては、主に入札書の提出等で使用しているため、利用者登録が必要となり、一般の方は御利用いただけませんが、入札情報公開システムについては、登録不要で、インターネット環境を利用できる方であれば誰でも入札結果等を御覧いただける状態にはなっております。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の第8条には、入札者の商号または名称及び入札金額、落札者の商号または名称及び落札金額などを公表することと定められております。議員お尋ねのとおり、現在、和気町のホームページには、入札情報、入札結果を掲載しておりません。そのため、本町の入札情報、入札結果を閲覧になる際は、入札情報システム、先ほど申し上げたシステムのページへ移動して確認しなければならないということで、非常に分かりづらくなっているのも事実だと思っております。

なお、県内の他の自治体では、自治体ホームページに入札情報公開システムのリンクを掲載して、入札情報、入札結果の公表をしている自治体も多うございます。和気町においても、同様の仕組みづくりに向けて作業を進めたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

また、国からは、発注者に対して公共工事の入札及び計画については、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合、その他の不正行為の排除の徹底など、対応を求められているものでもありますので、和気町としても、国の規定に基づいたしっかりとした対応を今後も進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） ということは、今言われた岡山県電子入札システムですか、そういうサイトに行けば、和気町に関するものをその中から探してみると、そういうふうになれば情報が見れるということなんですか。ただ、今の和気町のホームページにはそれはリンクはできてないんですか。もう一遍、そこら辺、よく分からなかったんでお願いします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 入札情報公開システムというのがインターネット上で検索できますので、そちらのホームページを見つけていただければ、その中に和気町の入札結果等についても公表がなされ、閲覧ができるような形になっておりますので、今後につきましては、そのシステムへ和気町のホームページからリンクできるように、仕組みを変えてまいりたいと思えますのでよろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） そういう和気町の中から岡山県の電子入札システムへリンクをするように、ぜひお願いしたいと思うんですけど、なるべく分かりやすいように、直接、和気町のホームページに公表できるように、ぜひ今後とも、そういう契約というか、公平にするような和気町にしていきたいというふうに思うので、ぜひよろしくお願いいたしますというふうに思えます。

最後の町政懇談会の件について御質問を申し上げます。

11月の、4日からですか、町政懇談会が行われたわけですけども、私もなるべく参加させていただいたんですけど、本荘だけは行かなかったんですけど、参加してみて、若い方とか女性の参加がかなり少なかったように思います。ただ、最後になって、昭和地域のサエスタでの懇談会、そこにおいて、子供連れの方もおられて、子供も3人ぐらいおられたと思うんですけど、参加されたりして、女性の方も四、五人おられたと思います。そういうことで、学校関係の学校統合とか、そういう点についてもいろいろ質問されてたんですけども、参加

者を増やす意味では、5月にはにこにこ園で懇談会もされたわけですが、直接的に共通理解というか、高齢者の方にも若い人の気持ちをすごく知っていただきたい。知っていただくという意味では、同じ場所にそういう方も一緒に懇談するということが重要だと思うんで、ぜひ今後、土曜日とか日曜日、そういうふうな日程も用意して、あるいは子供がいて、いわゆる核家族の場合では、子供を置いてくるというのは難しいと思うんで、別室で子供を預かるとか、そういうふうな対応をしながらやっていったらいいんじゃないかなと思うので、その点についていかがでしょうか、お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） それでは、西中議員の町政懇談会の改善をすべきとの御質問にお答えしたいと思います。

これまで町政懇談会は年2回、開催しております。2022年11月の初回からこれまでに5回、開催しております。なお、その懇談会のほうには、多くの議員の皆様がオブザーバーとして多数の会場へ参加していただいております。ありがとうございます。議員も感じられているとおり、参加者は回を追うごとに減少しており、参加者の固定化や、特に若年層や女性の参加が少ないことは、担当部長としても課題であると十分認識いたしております。

このような状況を改善するために、2023年には日曜日の日中の開催も実施した実績がございます。また、本年はにこにこ園や子どもひろばでも開催をいたしました。今回の春の開催では、子育て世代を中心とする参加人数は限られてはありましたが、参加者が同世代であるためか、闊達な意見も出たと、私なりには実感いたしております。

なお、今後の開催につきましては、より多くの方に参加していただくとともに、様々な視点から意見をいただけるよう、曜日や時間帯の問題だけでなく、誰もが参加しやすい、話しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。特に先ほど議員からもお話がありました、最後のサエスタの会場では、子供を連れての家族も多数参加があった状況もありますので、子育て世代の参加が見込まれる開催に当たっては、子供が十分に遊べるようなスペースを確保するということも今後の課題だとは認識いたしておりますので、今後の開催計画に当たっては、オブザーバーで参加した議員皆様にも多数の意見をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁いたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） では、今後とも参加者が増えるように、いろいろな懇談会の形も改善をしていこうというふうなことなんですけれども、この点について、町長がいろいろ新しいことも提案されてるんだろうというふうに思うので、御意見を最後、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 町政懇談会につきましては、西中議員おっしゃるとおり、参加人数が会を重ねるごとに少なくなっているという現実がございますけれども、貴重な御意見を聞かせていただける機会でもあり、非常に重要なものだというふうに私は認識をしています。今後、様々な検討させていただいて、継続をさせていただきたいというふうに考えています。

また、この町政懇談会にどうしても時間的な都合や様々な都合で参加できない方には、町民意見箱ということで、この意見箱につきましても多くの意見が寄せられているということで、週に1回、担当課が集まって検討させていただいたり、御返答させていただいているというようなことにもなっています。できるだけ町民の皆さんの声を反映できるような町政にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 最後、まとめますが、町政について、皆さんの御意見、非常にいろいろなものがあるわけでございます。町民の声をきちっと聞いて、町民に優しい町政ということで太田町長も言われているわけなので、ぜひそれがもっと実現されるように、町民の意見を聞く機会をきちっと持っていて、より一層、町民の声が反映できるような体制にしていきたいと思います。

ということで、以上、一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、10時30分まで暫時休憩とします。

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、議長に許可をいただきましたので、私は次の観点から2点。10年後、5年後の和気町、多くの方が住んでいただける楽しい、安心・安全なまちということで、2点に絞りまして質問させていただきます。

1点目、和気町のごみ問題、ごみ対策について。

1番、現在の和気町のごみの量は幾らでしょうか。

2点目、そのごみはクリーンセンターの処理能力で賄えていますか。

3点目、今後、どう対応していきますか。

以上、3点です。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の和気町のごみ対策についてという御質問の中で、現在の和気町のごみの量は幾らかという内容についてお答えをいたします。

ごみの種類別に、可燃物、粗大ごみ、不燃物、生ごみ、その他資源ごみがございしますが、令和5年度の処理実績を御報告させていただきます。可燃ごみは年間2,539トン、粗大ごみは63トン、不燃ごみは48トン、生ごみは453トン、その他資源ごみは367トンでした。近年のごみの量の傾向は、可燃ごみは横ばいで、生ごみや資源ごみの量が減少しております。人口減少に伴い、ごみの総量は減少しておりますが、各家庭から排出されるごみの分別について、例えば以前は生ごみや資源ごみとして出されていたごみが、現在は可燃物として出されていることが予測され、少し分別の精度が悪くなっているものと分析しております。

次に、クリーンセンターの処理能力で賄えているのかという御質問にお答えをいたします。

粗大ごみ、不燃物については、特に問題なく、クリーンセンターの処理能力内で処理ができております。可燃ごみについては、1日の処理能力が10トンの炉で焼却処理を行っておりますが、年間2,539トンを1日に換算しますと10.9トンになり、平日のみではごみを焼却することが困難となっており、土曜日の焼却を行わざるを得ない状況が近年続いております。残念なことではございますが、生ごみや紙類、布類等の資源化物の分別状況が悪くなってきており、回収量が減少傾向にございます。分別いただけないと、結果としては可燃ごみの中に含まれることになり、焼却する可燃ごみの量が増加するという悪循環になっていると分析しております。御質問のクリーンセンターの処理能力で賄えているのかについては、苦慮しながらも何とか賄えている状況でございます。

次に、今後はどう対応していくのかという御質問にお答えをいたします。

ごみ搬出量の削減とリサイクル率の向上を図ることを目指し、分別への協力とごみの減量化は、環境衛生指導員を通じての周知や広報誌での周知など、より一層行う予定としております。また、リサイクルの新たな分別品目として、製品プラスチックの分別収集を実施することを計画しております。さらにはリユースの推進も、現在、検討しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、再質問させていただきます。

可燃ごみが横ばいで、あと生ごみやその他は減少傾向にあるということで、生ごみとか、人口が減っていつて減っているのも当然あるのでいいんですけど、可燃ごみが減少しない理由というのは、先ほどの中でいくと、分別がきちんとされてないと、理由はこれだけでしょうか。そして、また逆に今度は分別ができてないということであれば、分別を今後、より効率よく分別していただく、もしくは分別の精度を上げていくっていうのは、どのような対策が考えられるでしょうか。

そして、3点目の今後の対策として、リユース、それから製品プラスチックの分別収集というような具体的な話がありましたが、それをより具体的な話をする、何かお考えはあるでしょうか。これについては町長にお答えいただいても結構でございます。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼します。

ごみの総量自体は若干減ってきています。これはもう人口が減少しているという状況で減ってきております。ただ、可燃ごみについてはもう横ばい状況が続いているという状況です。その中で、先ほども申しましたが、生ごみ、それからその他資源ごみ、そういったものが減ってきているというのは、まず分別が徹底ができてないということが考えられると思っております。これを改善するためには、皆さんの意識改革が必要でございます。そういったことの取組といたしまして、環境衛生指導員、並びに広報を通じて、改めてより一層周知徹底をしたいと思っております。

今後のリユース並びに製品プラ等の対策でございますが、新たな項目といたしまして、製品プラスチック、現在、プラと表記されております、容器包装リサイクルに基づいたプラごみを資源ごみとして分別していただいておりますが、今度はプラスチック素材でできている製品、そういったもの、例えばクリアファイルとかハンガーとか、プランター、じょうろ、ちり取り、そういったプラスチック製品のみでできているもの、これも分別の対象に加えていきたいなと考えております。こちらにつきましては、令和7年度ではなく令和8年4月を目途に進めていきたいなと考えております。

それから、リユースです。リユースにつきましては、ごみとして処分されるのではなくて、ほかの人に譲るなり、繰り返し利用するといった意味のものでございますが、そういった取組、他市町では、赤磐市なんかはエコプラザあかいわということで、リサイクルプラザの運営をしております。また、瀬戸内市ですと、もったいない市、リサイクル工房等が運営していると、そういったものがございます。和気町もこういった取組を、今後、考えていきたいなということで、現在検討を進めているところでございます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 再質問させていただきます。

ジモティーについては御存じでしょうか。

最近、当然、今、部長が言われたようにリユースということで、そういう言葉はよく聞きますし、ごみは、ある人にはごみでも、ある人には宝物、これは言い過ぎですけど、必要なものであることは、重々皆さん知っておられる。ジモティーという一つの例がありまして、さっき町長からもお話、岡山県連携中枢、ああいう中でもお

話が出てくるんですけど、地域の情報サイト、ジモティーは、例えば愛知県名古屋市と官民連携のリユース拠点、先ほど赤磐、瀬戸内市のお話がありました、それと同じような感じで、リユースの拠点ということで、ジモティースポット名古屋、これを今年10月開設し、1か月間で約3,200トン、そりゃあ当然、地域が大きいので、3,200トンのごみの減量を計画というか、大体そのぐらいになるんじゃないかと試算してるということです。ですので、ジモティーについて御存じなければ研究していただいて、和気町もこれに倣い、不用品をリユース、官民連携リユース事業としてどんどん進めていただきたいと思います。そこらを含めまして、町長に最後、お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 私もジモティーというのは初めて、今、聞かせていただきました。ありがとうございます。また、研究をさせていただきたいと思います。ごみは、本当、捨てたらもうごみですけども、それを再利用するということも、今、そういうような社会になってきていますので、和気町につきましてもリユースの方向を、今後、模索をしていくということで、官民の連携ということも言われましたので、民間企業でもされてる企業もごございますので、いろいろ相談させていただきながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 町長からも前向きなお話がありました。まさに和気町にもリユースを推進している民間企業があります。これに和気町が一緒になって和気町のごみを減らす。燃やすごみは減らす、二酸化炭素を減らす、土に埋めたら、先ほどのPFASじゃないけど、地面を通して何が出るか分からん。だから、ごみは燃やしては駄目、そして埋め込んでも駄目ということで、とにかく再利用、これを徹底して、10年後、和気町のごみが半減することを願っております。

続きまして、2点目、日笠バラ園の運営について質問いたします。

和気町には、藤公園という本当にお手本になる非常にいい観光資源がありますが、5年後はこの日笠バラ園も右に倣えということで、今から企画をし、どんどんと新しいことを取り入れて大きくしていっていききたいなと、こう思って質問いたします。

1点目、入園料はなぜ取らないのか。

2点目、ここにバラサミットと書いてますが、バラサミットよりも世界バラ会議、これはどちらも福山で来年5月に行われるんですが、どちらかというと世界バラ会議のほうが面白いなと思って聞きますが、世界バラ会議福山大会2025、ここへ皆さん、出場してはどうかと、こう思いまして、これについてお聞きしたい。

そして、今後の日笠のバラ園の在り方、これについて御答弁お願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

神崎議員の日笠バラ園の運営についての御質問にお答えいたします。

1点目の日笠バラ園の入園はなぜ取らないのかについてでございますが、日笠バラ園は、平成16年度に地域住民や関係団体を中心に手作りバラ園として整備され、平成17年度にはガーデニングクラブ主催によるバラまつりを初めて開催するなど、地域に根差した管理運営が行われてまいりましたが、会員の高齢化等によりまして、令和2年度からは町に管理が移管されております。現在、バラまつりにつきましても継続的に開催しており、入園料は当初から無料でございます。無料の理由としまして、たくさんの方に気軽にバラ園に足を運んでいただいて、多くの方に美しいバラや周りの風景なども楽しんでいただきたいということがございます。入園料の徴収につきましては、以前より御意見をいただいていることは十分承知しておりますが、有料化につきましては、収入が得られるという大きなメリットがある反面、入退場者の管理などに伴う人員の強化が必要となるなど

の課題もあります。こうした課題なども慎重に検討した上で、来年度以降の方針を決めてまいりたいと考えております。

2点目の世界バラ会議福山大会へ出場してはどうかということについてでございますが、世界バラ会議につきましては、来年5月に福山で開催されますが、これは3年に1度の開催ということで、世界最大のバラに関する国際会議のことで、40か国が加盟する世界バラ会連合会が主催するものでございます。大会には、バラの研究者、生産者、愛好家など、世界のバラの関係者、約600人から700人が一堂に会し、バラの講義や庭園ツアー、優秀庭園賞の決定、殿堂入りのバラの審査、決定などが行われます。今回の開催については、来年5月18日から24日までの7日間ということでございます。場所については広島県の福山市ということでございます。

御提案いただきました当大会への参加につきましては、大会参加者として開会式などへ参加する方法と、日笠バラ園などの団体としてブース出展として参加する方法と、二通り、方法がございます。いずれにしても、日笠バラ園のバラまつり期間中ということがありますので、参加につきましては、福山市の大会事務局にもよくお伺いさせていただき、またバラの管理会の方とも相談させていただきながら判断したいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

3点目の和気町の今後の対応はどうするのかについてでございますが、バラ園の今後の運営方針としましては、地域に即した観光施設として、今まで以上に多くの方に訪れていただき、美しいバラを観賞してもらえるような魅力ある施設を目指し、今後も地域住民や団体との連携を大切にしながら、来園客の満足度向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 再質問をさせていただきます。

入園料を取らないのは、人員強化等、必要ではないかということと、お金を取ると気軽に来てもらえないんじゃないかということですが、そのあたりはこの長年の経験と、そして今までの入園者数や年間の経費を考えられたら、何か答えが出てくるんじゃないかなと思うので、そのあたりは再度しっかりと検討して、そして今働いていただいている方、当然、報酬はもらってますけど、また自分たちがやることで町の収入が増えて、またバラ園が大きくなるとか、新しい品種改良だとか、物すごく期待をしてやられていると聞いております、そういう方。そして、それは行く行くは来場される方の目を楽しませ、心なごませることなので、やっぱり5年後、10年後を考えれば、ぜひ入園料を、金額は非常に難しいですが、そこはよく検討していただいて、より大きく、あの場所だけじゃなくて、本当に日笠の小学校まで行くぐらいのというか、一帯を全部、バラの里だぐらいにさせていただきたいなと思っております。特に答弁は要りませんが、そのように、1番の入園料を取らないかということについては、私はお願いしたいと思います。

2点目のバラ、国際会議のほうですが、これは時期的にも非常に難しいので、全員がということもできないし、役場の方からと、それからやられとる方1名とか、何らかの人員を選出していただいて、ブースの出展とかはお金であつたり準備がかかるので、よく向こうの事務局と話をさせていただいて、やっぱり世界のバラが集まっている、研究者が来てる、和気町の日笠で使える何かのヒントがたくさんあるやに私は感じます。それは皆さんがそう感じていただけないと行っていただけませんが、よく研究していただいて、そのヒント、アイデアをしっかりいただいて帰るということであれば、この世界バラ会議に出るのは十分有意義なことかなと思っておりますので、人選と何にポイントを置いて世界バラ会議に出場するかというところを考えて、ぜひ行っていただきたい。岡課長のほうからも話がありましたが、最後に太田町長に、日笠のバラ園の今後、何かバラ色の絵を見せてください。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 日笠バラ園の今後についてということでございます。もともと地域住民の方たちが作り上げたバラ園ということでありまして、地域との連携をやっぱり大切にしていけるのが必要かなというふうに考えています。管理をしていただける方もだんだん高齢化をしてくているという実態もございまして、今以上に広げていくのはなかなか難しいのかなというのが、正直なところでございます。そういうことでありますけれども、確かに楽しみにして来てくださっている方も多くございますので、そのような方の期待を裏切らないように、今後、職員等も検討しながら、今後の在り方についてもよりよいものを考えていきたいと考えています。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

次に、9番 山本泰正君は質問者席へ移動してください。

9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は町道の維持管理の状況と今後の管理方針についてお尋ねをしたいと思います。

まず、町道の路線箇所数と総延長は幾らか。

また、それに対する新設工事を除く通常の維持管理費、これは近年の平均でどの程度の経費が要っているのか。

また、それに対する交付税の対象となる基準財政額、これは幾らになっているか。

以上、3点について、現状の管理状況を含めてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、町道の路線数、総延長についてでございますが、令和6年4月1日現在、町道は951路線、総延長349キロメートルでございます。

次に、新設工事を除く通常の町道の維持管理に要する近年の平均的な年間経費についてでございますが、道路を良好な状態に保つために舗装のパッチング等の修繕費用、及び通行に支障を及ぼさないようにするために草刈り、木の伐採等の費用等が、町道の維持管理になっておるところでございます。具体的には、簡易的な舗装のパッチングは職員が直営で行いまして、ある程度、規模が大きく、専門的な技術が必要な舗装修繕工事の場合は業者へ委託を行っておるところでございます。草刈り、支障木の伐採等につきましても、同様に職員が直営で行うものと業者等へ委託するものがございます。昨年度の実績では、舗装修繕工事費が57か所で1,384万5,000円、路肩の草刈り等が49件で768万円となっております。そのうち路肩の草刈り等につきましては、集落と集落を結ぶ主要町道につきましては草刈り等を委託しておりますが、その他の町道につきましては、それぞれの区において、草刈り等、御協力いただいているのが実情でございます。近年の平均的な年間経費の算出に当たりましては、土木総務費の人件費と道路維持費の決算額を基にしまして、直近3年度を平均したところが1億2,059万円になります。

次に、町道管理に対する基準財政需要額についてでございますが、議員御承知のとおり、町道の延長、面積等が地方交付税算定の基礎数値となっております。道路橋梁費の基準財政需要額は、先ほど申し上げました、道路維持費等に橋梁費を含めた額となりまして、令和5年度が1億6,751万7,000円、令和4年度が1億6,635万9,000円、令和3年度が1億6,917万6,000円となります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 道路の幅員1.5メートル以上の町道が951路線、349キロメートルとのことでございます。相当量の管理状況で、担当課においても大変苦慮されている状況ではないかと思われます。町が直接管理する主要町道を除く中山間地域では、高齢化と人口減により、町道はもとより農道、林道、河川等の維持管理に苦慮している現状でございます。なお、そんな中、独り暮らしの高齢者は地区の町道の草刈りに出られないので、お茶など、飲物の差し入れをしなくてはいけないとか、転出したお孫さんがワンボックスカーを購入し里帰りしたが、道路を塞いだ木の枝に新車の屋根をこすったというようなことで、もう帰りゃあせんぞというような声も聞きました。元来、地域内の道路や水路は、地域において地域の出合い仕事として管理がなされておりました。中山間地域の一部では、10軒あった集落の世帯も5軒となり、3軒となり、高齢者のみの世帯も増加いたしております。また、5、6軒あった集落もほぼ消滅しているような集落もございます。そんな中、山林に接する道路では、樹木の枝、枯松の倒壊など、車の通行に支障を来している現状が見受けられます。通行量の多い集落と集落を結ぶ主要道においては、一部、町の直接管理で業者委託等で草刈りをしているところもあるとのことでございます。その他の町道全てを業者委託、あるいは現存しておりますシルバー人材センター等へ委託することは、多額の交付税措置があるとはいえ、大変なことではなかろうかと思えます。また、橋梁の管理費等も考えれば、和気町の財政的に到底無理であると、私も認識はいたしております。

そこで、岡山県が実施しているアダプト事業に準じた小規模の和気町型で事業展開できないだろうかというふうに思っております。例えば、ランクづけし、Aランクは樹木の枝の除去が必要な道路、Bランクはのり面の草刈りの多い道路、Cランクは道べりの草刈りのみで簡易な道路等とランクづけし、草刈り機の油代、あるいは草刈り機の刃等の購入費、プラスお茶代等を各行政区と協議を重ねて委託契約を締結し、地域で維持管理できるような制度はできないでしょうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

支障木の伐採等の管理につきましては、道路管理者といたしまして、非常に苦勞いたしているところでございます。議員の御質問にございました地元区との委託契約についてでございますが、町としましては業者に発注することを考慮した場合、財政的にも非常に有利であることから、前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 大変前向きな答弁で、私の思っていることが充足されるような回答になってしまいました。何か時間が、こんな状況になってしまいましたが、各路線の把握をしたり、各行政区との協議等があれば、非常に難しい部分もあろうかと思えます。しかし、地域のことを考えたときには、ぜひ地域の出合い仕事の慣習を継続するためにも、ぜひそういう制度をやってほしいというのが、私の提案的な思いでございました。今回の町政座談会でも、一部の地域で意見もございました。道路管理等について、中山間地域においては非常に喫緊の課題であるという認識は町長もお持ちだろうと思えます。町長の言われるボトムアップ方針に沿う事案ではないかなと私は思っておりますので、最後に町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 町道の維持管理につきましては、先ほど担当部長が申し上げたとおりでございます。町道の草刈りだとか支障木の伐採につきましては、町としても非常に苦慮をしているというのが現状でございます。しかし、住民の方にとりましては深刻な問題であるということは、もう十分理解をしています。先ほど議員がおっしゃったように、町政懇談会の2会場において、そのような意見も出されています。町が管理する道路の

多くの路線を業者に委託をして、伐採をしていただくとか草刈りをしていただくということは、議員おっしゃられたとおり、財政的にも非常に不可能なことだろうというふうに思っていて、議員が御提案いただいたように、地元区との委託契約ができれば、これは前向きに、そうしたランクづけをして、補助事業というような形でできたらいいなというふうに考えているところでございます。人口減少や高齢化が進む中で、そのように地域住民の方の御協力をいただけるということにつきましては、非常に感謝をしたいというように思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 時間、大変残りましたが、中山間地域では高齢化と人口減、非常に苦慮している問題でござい。また、道路、河川などの公共施設の維持、耕作放棄地の問題など、地域の健全な維持管理について、大変苦勞している状況が見受けられます。石破総理は地方創生を大きな目標としております。和気町でもこの政策の一環として実施されることを大いに期待して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

あさって13日は、午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

午前11時07分 散会

令和6年第6回和気町議会会議録（第11日目）

1. 招 集 日 時 令和6年12月13日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年12月13日 午前9時00分開議 午前9時43分閉会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山 野 英 里	2番 山 田 浩 子	3番 我 澤 隆 司
4番 従 野 勝	5番 神 崎 良 一	6番 山 本 稔
7番 居 樹 豊	8番 万 代 哲 央	9番 山 本 泰 正
10番 広 瀬 正 男	11番 西 中 純 一	12番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太 田 啓 補	副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸	総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一	財 政 課 長 海 野 均
まち経営課長 寺 尾 純 一	税 務 課 長 豊 福 真 治
民生福祉部長 万 代 明	住 民 課 長 竹 内 香
健康福祉課長 松 田 明 久	産業建設部長 西 本 幸 司
産業振興課長 岡 恵 一	鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司
上下水道課長 柚 本 賢 治	総務事業部長 永 宗 宣 之
会計管理者 清 水 洋 右	教 育 次 長 新 田 憲 一
学校教育課長 嶋 村 尚 美	社会教育課長 森 元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 9 1 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
	議案第 9 2 号 和気町地域学習交流センター条例の制定について	原案可決
	議案第 9 3 号 和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 4 号 和気町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 5 号 和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 6 号 和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 7 号 和気町立認定こども園条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 8 号 和気町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 9 9 号 和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 0 0 号 和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 0 1 号 和気町営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 0 2 号 令和 6 年度和気町一般会計補正予算（第 5 号）について	原案可決
	議案第 1 0 3 号 令和 6 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 4 号 令和 6 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 5 号 令和 6 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 6 号 令和 6 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 7 号 令和 6 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 8 号 令和 6 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第109号 令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
	議案第110号 令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
	請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について	趣旨採択
	陳情第2号 和気町の児童館におけるランドセル来館事業を求める陳情	趣旨採択
日程第2	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで去る12月10日、議会運営委員会を開き協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) 皆さんおはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る12月10日火曜日、本会議終了後、本庁舎3階第3会議室におきまして、委員全員及び特別委員長出席、執行部より町長、副町長及び担当部長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

まず、各常任委員長及び特別委員長から付託案件22件につきまして審査結果の報告がありました。この後、各委員長から委員長報告がございます。

次に、討論の申出につきましては、議案第96号に対して反対討論の申出がありました。また、閉会中の調査研究の申出が、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から提出されており、本日議題としております。

以上、委員長報告といたします。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第91号から議案第110号までの20件、請願1件及び陳情1件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 山本君。

○総務文教常任委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員長の報告を行いたいと思います。

去る12月5日午後1時より和気町議会議事堂において、委員全員、町長、副町長、教育長、担当部・課長出席の下、議案8件、請願1件について慎重に審議したその結果を御報告いたします。

まず、議案第91号岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第92号和気町地域学習交流センター条例の制定についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、委員より、月額5万円の利用料は高いのではないのかとの質問に、現在4万5,000円頂いており、共有スペースの規模が大きく、光熱費、電気料金の高騰により少し上げさせていただいたとの答弁がありました。

また、ほかの委員より、学習交流スペースの営利活動とはどんなものか、またどの程度一般会計の負担になるのかとの質疑に対し、バザーとかを開催したり、利用者が営利を目的に使用することを想定している。利用料で賄えない調理の委託料とか人件費が一般会計からの持ち出しになるが、活用できる補助金である程度埋めていける見込みを立てているとの答弁がありました。

次に、議案第93号和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例についてであります、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、委員より、路線増によりどの程度利用増を見込んでいるのかとの質疑に対し、今回増便の一番の根拠はアンケートにより増便してほしいというもので、どれほどの規模で増えていくか正確には分からない実情であるとの答弁がありました。

次に、議案第94号和気町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、委員より、この改正は退職する職員の受皿になるものかとの質疑に対し、国の法律により公益でやっている団体に地方公務員を派遣できるという条例で、当時は60歳定年までが基準であったが、現在65歳まで職員として勤めることができるので、その変更であり、65歳を超えた者は想定していないとの答弁がありました。

次に、議案第95号和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第96号和気町国民健康保険税条例の一部を変更（「改正」と後刻訂正）する条例についてであります、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第97号和気町立認定こども園条例の一部を変更（「改正」と後刻訂正）する条例についてであります、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第102号令和6年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、委員より、グラウンドの測量設計委託料の内容と設計委託料が高いが、今後どうしていくのかとの質疑に対し、グラウンドの設計委託料は用地買収の測量業務と駐車場の設計業務で、測量については圃場整備のときのものを利用し、直営でできるものは直営で行った。委託料については、県の基準があり、それによって行っているが、直営で設計できるものは直営ですよう指導し、内容についても十分精査して金額設定を行うとの答弁がありました。

また、別の委員より、備品購入費の1,000万円の内容はとの質疑に対し、地域学習交流センターの備品で、当初設計に入れていなかった備品を購入するもので、品物の強度や物価の高騰によりこの金額になったとの答弁がありました。

また、別の委員より、グラウンドの年間利用はどれぐらいか、またどれぐらいの台数が止められていなかったのかとの質疑に対し、年間226日使用しており、大きな大会だとサエスタに20台ぐらい駐車していることもある。大会主催者が乗り合わせて来場をお願いしている状況だとの答弁がありました。

また、別の委員より、にこにこ園費の報酬が1,000万円減額しているが、職員が減ったのかとの質疑に対し、当初予算時、入園者の確定ができていないので最大で予算計上しており、園児数の確定により減額補正したものであるとの答弁がありました。

次に、請願第2号「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願についてであります、賛成多数で趣旨採択であります。

なお、審査の過程において、委員より、教育に対するもので賛成であるとの意見がありました。

また、別の委員より、働き方改革は分かるが、標準授業時間数の削減が入っているので賛成できないとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） 委員長、議案第96号と議案第97号で、変更する条例って発言されたのを訂正してください。改正する条例に、2つとも。

○総務文教常任委員長（山本 稔君） はい、すみません。

議案第96号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

議案第97号和気町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてであります。これも特に質疑もなく、全会一致で原案可決でありますと変更させていただきます。すみません。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第91号から議案第95号の5件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第91号から議案第95号までの5件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第91号岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について、議案第92号和気町地域学習交流センター条例の制定について、議案第93号和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について、議案第94号和気町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第95号和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、以上5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第91号から議案第95号の5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 私は、議案第96号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対でありますので、反対討論をいたします。

まず、この条例によりますと、3年ぶりに国民健康保険の税金が平均で1世帯当たり7,500円弱値上げになるのではないかと思います。このことは、物価が毎月のように値上がりしている中で、またさらにこのほかの料金もこの国保税値上がり、これが拍車をかけるようになる可能性があるということで、国民健康保険の家庭としたら大変な負担増になるというふうに思われます。そして、このまま国保税率を据え置けば、令和7年度に200万円程度の赤字になるということは、それに対して一般会計からそれだけ補填できるようにすれば税率アップしないでもそのままいけるのではないのでしょうか。財政担当者並びに町長にはその検討もお願いしたいと思

います。

なお、保険料統一ということは、国保の保険料としてというのは令和12年度まではないということで、一般会計への繰入れそのものは禁止ではないというふうに認識しております。ぜひ国民健康保険の家庭の負担増にならない方法を鋭意検討していただきたいというふうに思います。

なお、ちょっと蛇足ですが、もともと国民健康保険に対する国の補助がもう20年以上前までは経常費の8割程度あったものが、現在では4割以下に減っていると。その問題が一番大きな問題としてあるので、そこにメスを入れていくことも、これは国政の課題であります、あると思います。国民健康保険の安定的な運営を実施するためには、国のそういう厚生労働行政も見直しをしていただきたいというふうに思っております。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから、議案第96号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第96号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第96号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第96号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第97号和気町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第97号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第97号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号については、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから請願第2号「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願についてを採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって請願第2号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 神崎君。

○厚生産業常任委員長（神崎良一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付された議案は12件、陳情1件につきまして、去る12月5日午前9時から議会議場において、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部・課長出席の下に、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第98号和気町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第99号和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第100号和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第101号和気町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、住居入居の期限等について質疑があり、それに対し、退去をされる場合は退去の届出が必要だ。それを出していただく。その後、修繕、改善を行い、完了する頃広報に出す。現在、長楽と塩田に空いてる部分があり、先日抽せん等を行ったが、申込みが少ないという状況が続いている。また、移住者の方に2年間限定で目的外の部屋も持っている。これも応募が少ない状況だ。応募が少ないのは、家賃が高いとかというのではなく、タイミングではないかと思っているとの答弁がありました。

次に、議案第102号令和6年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員より、有機農業産地づくり推進緊急対策事業補助金が減額されたが、事業規模が縮小されるのではとの質疑に対し、事業の展開としては、1、推進啓発、2、栽培技術の普及及び定着、3、販売の確保推進、4、担い手の確保という4つの柱を基本として行っていく。今後、補助金に頼らなくても事業展開が可能な仕組みを考えながら、工夫をして進めていくと答弁がありました。

続きまして、議案第103号令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

マイナンバーカードのひもづけについての質疑に対し、早くからマイナンバーカードをつくった方も、保険証とのひもづけができるようにしている。窓口で手続された方もいるし、また自分のスマホからひもづけをされた人もいます。しかし、まだ保険証をひもづけするのは不安があると言われる方は、保険証としての機能のひもづけを希望される場合には、役場の窓口のほうに来ていただくと、窓口でひもづけの手続をすることが可能となっているとの答弁がありました。

次に、議案第104号令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第105号令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第106号令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第108号令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

それから、議案第109号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第110号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、賛成多数（「全会一致」と後刻訂正）で原案可決であります。

最後に、陳情第2号和気町の児童館におけるランドセル来館事業を求める陳情についてであります。審査の

結果、趣旨採択との意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択となりました。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第98号から議案第101号、議案第103号から議案第106号及び議案第108号から議案第110号の11件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第98号から議案第101号、議案第103号から議案第106号及び議案第108号から議案第110号の11件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第98号和気町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、議案第99号和気町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について、議案第100号和気町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について、議案第101号和気町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第103号令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第104号令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、議案第105号令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第106号令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第108号令和6年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第109号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第110号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第2号）について、以上11件に対する委員長の報告は、原案可決であります。11件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第98号から議案第101号、議案第103号から議案第106号及び議案第108号から議案第110号の11件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号については、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから陳情第2号和気町の児童館におけるランドセル来館事業を求める陳情についてを採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第2号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、議案第102号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第102号令和6年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

議案第102号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第102号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第102号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時32分 休憩

午前9時33分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

厚生産業常任委員長にお願いがあります。

議案第110号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第2号）についてで、報告の中では賛成多数と発言がありましたけど、全会一致に訂正をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

厚生産業常任委員長 神崎君。

○厚生産業常任委員長（神崎良一君） 最後の議案第110号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第2号）について、全会一致で原案可決であります。大変失礼いたしました。

○議長（当瀬万享君） 次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 西中君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（西中純一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

令和6年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託された議案1件につきまして、去る12月4日午前9時から議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当部・課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

議案第107号令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑及び答弁がありました。

委員から、今回減額補正4,444万9,000円となっているが、当初の目標値は撤回するのか、継続していくのかとの質疑に対し、当初の予定どおりの計画で、月々で計画をクリアしていく目標にしているとの答弁がありました。

別の委員から、ラーメンハウス食事料の減額理由はとの質疑に対し、当初予算で売上げを計上していたが、担当している会計年度任用職員の退職により、人員不足で営業できていないため減額している。今後はプロポーザルを行い、使用者の選定を行いたいとの答弁がありました。

別の委員から、工事請負費の減額内容とロッカー修繕の工期はとの質疑に対して、減額内容はロッカー修繕工事の1,400万円の減額と、空調等の改修工事費の入札残419万5,000円の減額である。また、ロッカー修繕工事の工期は12月25日、26日の2日間を予定しているとの答弁がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第107号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第107号令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第107号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第107号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第107号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 令和6年第6回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今回提案いたしました承認1件、条例10件、補正予算9件、その他1件につきまして、慎重に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、健康に留意され、御家族おそろいで新年を迎えられまして、2025年も引き続き町政発展のためお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

以上で閉会の挨拶とさせていただきます。大変御苦勞さまでした。

○議長（当瀬万享君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。執行部の皆様に、閉会に当たりお願いを申し上げます。

執行部におかれましては、普通交付税の縮減がある厳しい状況の中で、令和7年度当初予算の編成に取り組まれていると思います。町の将来像として掲げる「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」を実現できるよう、限りある財源を効果的に活用していただき、町民の安全・安心への対応が迅速に行われる施策を盛り込んだ予算編成に努めていただきますよう強く要望いたしておきます。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸な新年を迎えられることをお祈りいたしまして、閉会の挨拶とします。

それでは、これをもちまして令和6年第6回和気町議会定例会を閉会します。

皆さん、御苦勞さまでした。

午前9時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月13日

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会議員 万 代 哲 央

和気町議会議員 山 本 泰 正